

第9期 鎌倉市高齢者保健福祉計画

資料2

(令和6年度～令和8年度)

(2024年度～2026年度)

案

令和6年(2024年)3月

鎌倉市

市長挨撈

目次

第1章 第9期高齢者保健福祉計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置付け	2
(1) 計画の法的位置付け	2
(2) 他計画との関係	2
3. 計画の期間	4
4. 計画策定の経過	5
(1) アンケート調査の実施	5
(2) 推進委員会での議論の経過	6
(3) 意見公募(パブリックコメント)の実施	6
5. SDGsの取組	7

第2章 高齢者を取り巻く状況

1. 全国の高齢者を取り巻く状況	8
(1) 高齢者数と世帯数	8
(2) 要支援・要介護認定	8
(3) 社会参加と就労	9
(4) 新型コロナウイルス感染症拡大による 高齢者のコミュニケーション等への影響	9
2. 鎌倉市の高齢者を取り巻く状況	10
(1) 高齢者数の将来推計	10
(2) 要支援・要介護認定者数の推計	11
(3) 日常生活圏域別の人口と要支援・要介護認定者数	12
(4) 高齢者の一人暮らし又は高齢世帯数	13

第3章 計画の基本目標と基本方針

1. 計画の基本目標	14
2. 計画の基本方針	15
3. 計画の体系	16
(1) 基本方針1 いつまでも安心して暮らせる地域づくり	18
(2) 基本方針2 認知症の人を支える体制づくり	20
(3) 基本方針3 生涯現役社会の構築と生きがいづくりの推進	23
(4) 基本方針4 住みなれた地域で生活するための環境の整備	26
(5) 基本方針5 健康づくりと介護予防の推進	27

(6) 基本方針6 介護保険サービスの適切な提供体制の充実	31
4. 地域包括ケアシステムの5つの要素と自助・互助・共助・公助	33
(1) 地域包括ケアシステムの5つの要素	33
(2) 自助・互助・共助・公助	34

第4章 主要施策の推進について

第1節 基本方針1 いつまでも安心して暮らせる地域づくり

1-1 地域ケア体制の充実	35
(1) 地域包括支援センターの機能の充実と質の確保	35
(2) 生活支援サービス提供に向けた体制の整備と強化	37
(3) 地域での支え合い活動の推進	38
(4) 見守り体制の充実	39
1-2 高齢者の尊厳を守る取組の推進	40
(1) 高齢者虐待防止の推進	40
(2) 成年後見制度の利用促進	40
(3) 福祉教育の推進	41
(4) 人生100年時代を見据えた取組	42
1-3 在宅生活支援サービスの充実	43
(1) 高齢者の在宅生活の支援	43
(2) ケアラー支援の強化	43
1-4 医療と介護・福祉の連携の強化	45
(1) 在宅医療と介護・福祉の連携の推進	45

第2節 基本方針2 認知症の人を支える体制づくり

2-1 認知症への理解の促進	47
(1) 認知症やその予防も含めた知識等の普及啓発	47
(2) 認知症本人を中心とした支援の推進	48
2-2 認知症本人とその家族への支援の充実	50
(1) 認知症になっても地域で暮らせる支援体制の構築	50
(2) 医療・介護従事者の認知症対応力の向上	51

第3節 基本方針3 生涯現役社会の構築と生きがいづくりの推進

3-1 生涯現役社会の構築	52
(1) 高齢者雇用促進事業等を活用した就労機会の充実	52
(2) シルバー人材センターを活用した就労機会の充実	53
3-2 生きがいづくりの推進	54

(1)生涯学習の推進	54
(2)いきいき事業の推進	55
3-3 社会参加の推進と地域活動の拠点の充実	56
(1)老人クラブの充実	56
(2)地域活動団体への支援	57
(3)老人福祉センターの充実	58
(4)多世代交流の促進	59
(5)外出支援サービスの充実	59
 第4節 基本方針4 住みなれた地域で生活するための環境の整備	
4-1 安心して暮らせる生活環境の確保	61
(1)高齢者向け住宅の整備	61
(2)介護保険関連施設等の整備と情報提供	62
(3)消費生活相談の充実	62
(4)防犯情報等の提供	63
4-2 高齢者にやさしいまちづくりの推進	65
(1)買い物支援サービス等の情報提供	65
(2)移動手段の確保	65
(3)地域主体のまちづくりの推進	66
(4)バリアフリー化の推進	67
4-3 災害・感染症対策に係る体制の整備	68
(1)災害時に備えた支援体制の充実	68
(2)感染症対策の体制整備	68
 第5節 基本方針5 健康づくりと介護予防の推進	
5-1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	70
(1)健康診査受診等による疾病予防と早期発見の取組	70
(2)生活習慣病予防・重症化予防の取組	71
5-2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	72
(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進	72
(2)フレイル予防を含む一般介護予防事業の推進	72
 第6節 基本方針6 介護保険サービスの適切な提供体制の充実	
6-1 介護保険給付等サービスの充実	74
(1)介護(予防)サービスの充実	74
(2)地域密着型サービスの充実	76

(3)共生型サービス導入の推進	77
6-2 介護保険制度の適切な運営の確保	78
(1)介護保険サービスの質の確保と人材養成	78
(2)介護給付適正化の推進	80

第7節 計画推進のための主な指標	81
------------------------	----

第5章 介護保険制度の状況

1. サービス基盤整備のために	82
2. 介護保険サービス利用者数等の状況	87
3. 介護保険事業量の見込み	89
(1)介護予防サービス事業量の見込み	89
(2)介護給付サービス事業量の見込み	90
(3)地域支援事業量の見込み	91
4. 介護保険給付費の見込み	92
(1)介護予防給付費の見込み	92
(2)介護給付費の見込み	93
(3)その他給付費等の見込み	94
(4)地域支援事業費用額の見込み	94
(5)介護保険第1号被保険者の保険料	95

第6章 計画推進の体制と進行管理

1. 計画推進の体制	98
2. 計画の進行管理	98

資料編

鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会委員名簿	99
鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会の開催状況	100
意見公募(パブリックコメント)の実施結果	101
用語解説集 (文中に「＊」の付いた用語を掲載しています。)	102

第1章 第9期高齢者保健福祉計画の策定にあたって

Ⅰ 計画策定の背景

わが国では、今後、後期高齢者は団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)まで急速に増加し、また高齢者人口は団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年(2040年)にピークを迎えると見込まれています。

本市でも令和5年(2023年)4月1日現在、高齢化率が30.27%と全国平均と比較しても高い割合となっており、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加しています。

また、医療や介護をはじめ持続可能な社会保障制度の構築が求められると共に、核家族化等による地域コミュニティの希薄化や高齢者への虐待、認知症高齢者の対応、家族の介護に伴う介護離職や本来大人が担うと想定される家事や家族の世話等を日常的に行っている「子ども」のケアラー*(ヤングケアラー)など様々な問題も起きています。

これらの課題に対応するため、「地域の実情に応じて、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」である地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

また、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年(2020年)6月に施行され、すべての人が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に取り組むこととなり、さらに令和5年(2023年)6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症の人が、尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができ、家族が安心して暮らせる、認知症施策を推進していく必要があります。

これらを踏まえて、これまで進めてきた前計画の基本目標を発展させ、「住みなれたまちで自分らしく暮らし続けるために、ともに支え合う地域社会を目指して(地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進)」を基本目標に、第9期鎌倉市高齢者保健福祉計画(令和6年度～令和8年度)を策定します。

2 計画の位置付け

(1) 計画の法的位置付け

鎌倉市高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」が一体となった計画で、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるよう、高齢者に関する施策や介護保険事業について基本的な考え方や目標を定めたものです。

「老人福祉計画」とは、すべての高齢者を対象とした保健福祉施策を総合的に推進するための基本方針として、市が目指すべき基本的な考え方や政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき課題や施策を明らかにするために策定するものです。

「介護保険事業計画」は介護保険事業が円滑に実施されるよう、地域の実情に応じたサービス提供体制の確保や基盤整備など施策展開の方向性や目標、介護サービスの見込み量等を定めたものです。

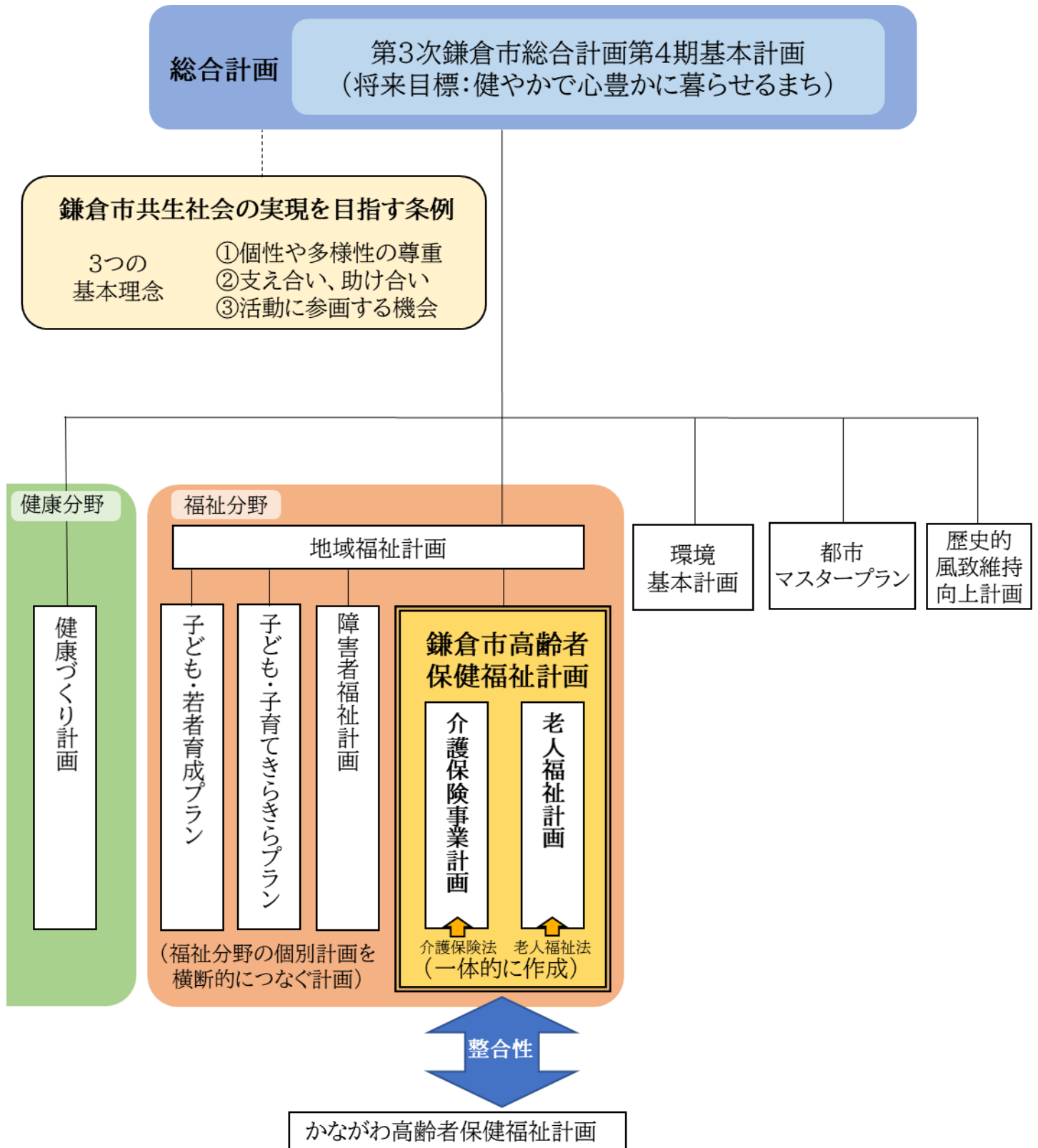
本計画では、介護保険法第117条第6項の規定により、この2つの計画を一体的に策定することで、総合的な高齢者福祉施策の展開を図っています。

(2) 他計画との関係

本計画は、本市の行政運営の基本指針である鎌倉市総合計画を上位計画とし、その基本構想や将来目標を踏まえた個別計画として位置付け、関連する他の計画と連携・調和を保ちながら策定しています。

社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画である「鎌倉市地域福祉計画」の分野別計画として位置づけられ、「鎌倉市障害福祉サービス計画」「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」「鎌倉市健康づくり計画」など、関連する他の行政計画とも連携しながら施策の推進を図っていきます。

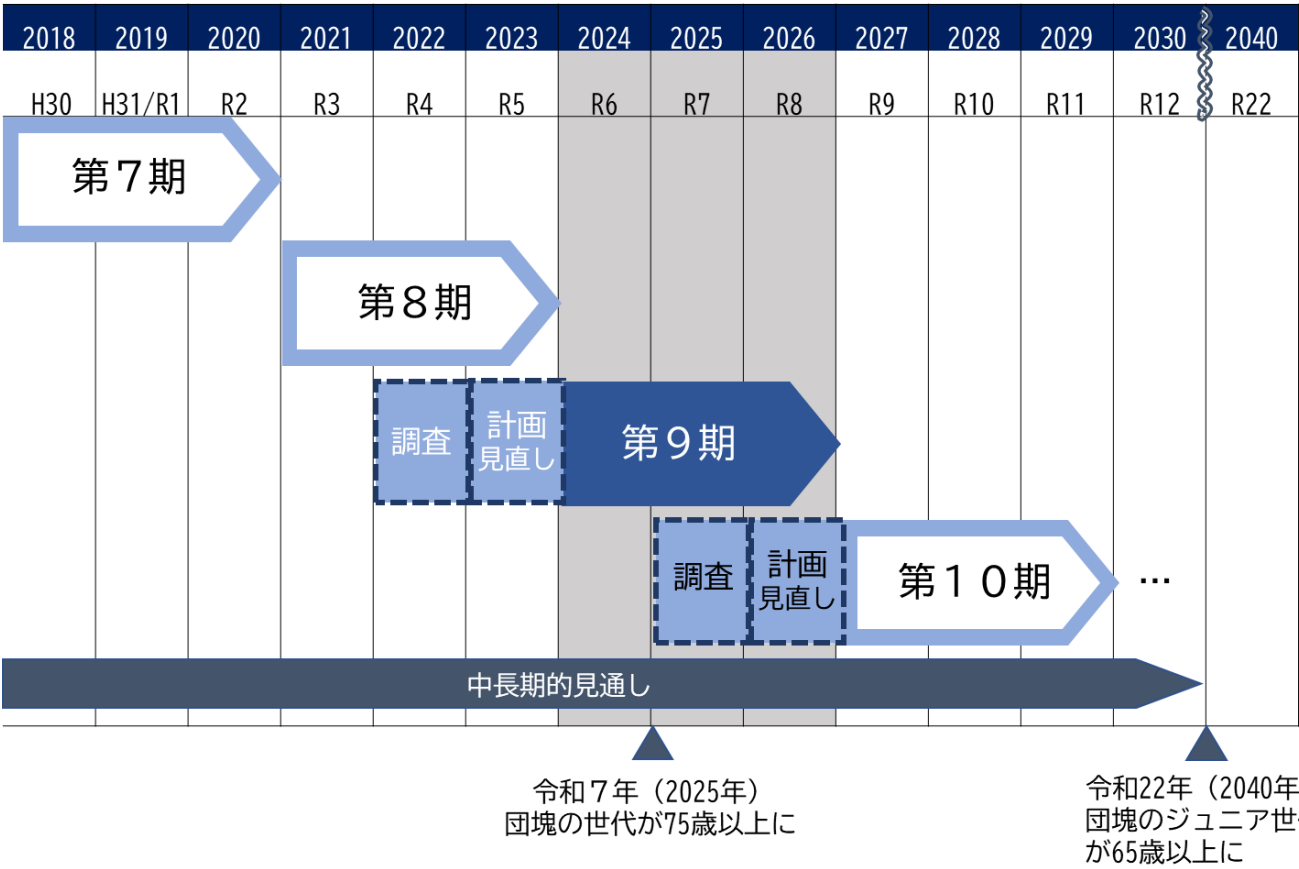
また、神奈川県が策定する「かながわ高齢者保健福祉計画」との整合性も図っていきます。



3 計画の期間

介護保険事業計画が介護保険法第117条第1項において、3年ごとに策定することから、本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの3か年です。

なお、計画期間の最終年である令和8年度(2026年度)には見直しを行い、令和9年度(2027年度)以降の新たな計画を策定する予定です。



4 計画策定の経過

(1) アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたり、生活実態、保健・福祉・介護保険におけるサービス、施策・制度などに関する意向調査を行いました。

アンケートは、65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない人に対するものと、要支援・要介護認定を受けている人に対するもので、異なる2種類の設問により実施しました。

アンケート名	鎌倉市高齢者保健福祉に関するアンケート	鎌倉市介護保険に関するアンケート
対象及び人数	令和4年(2022年)12月1日現在、65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない人の中から4,000人を抽出	令和4年(2022年)12月1日現在、要支援・要介護認定を受けている人(特別養護老人ホーム、介護付有料老人ホーム及びグループホームに住所がある方を除く)の中から約600人を抽出
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出	上記対象者のうち、下記調査期間中に更新申請または区分変更申請に伴う認定調査を受けた人
回収件数	2,702件(回収率67.6%)	602件(回収率100.0%)
調査方法	郵送配布・郵送回収	認定調査員の訪問、聴き取りによる調査
調査期間	令和5年(2023年)1月12日から1月30日まで	令和4年(2022年)12月14日から令和5年(2023年)2月17日

※アンケートの設問は、国が「介護予防・日常生活圏域*ニーズ調査」で例示している設問内容を元に鎌倉市の独自の設問を加えた形で作成しています。第8期高齢者保健福祉計画を策定する際に実施したアンケートとは設問内容が違うため、前回のアンケート結果と比較できない項目があります。

(2) 推進委員会での議論の経過

本計画を策定するため、公募の市民、保健・医療・福祉関係者及び学識経験者で構成される「鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会」を設置し、令和4年（2022年）8月から6回にわたり前年度の実績報告を基に、本計画の内容について意見や提言をいただきながら検討を進め、その後、神奈川県との協議を経て計画を策定しました。

(3) 意見公募（パブリックコメント）の実施

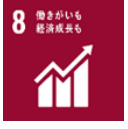
令和5年（2023年）12月6日（水）から令和6年（2024年）1月5日（金）まで鎌倉市ホームページでの公開のほか、鎌倉市役所本庁舎ロビー、高齢者いきいき課、各支所、鎌倉生涯学習センター、各図書館に第9期鎌倉市高齢者保健福祉計画の骨子案を配架し、本計画に対する意見公募を実施しました。

意見公募の結果、39件のご意見をいただきました。

5 SDGsの取組

SDGsとは、平成27年(2015年)9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)のことで、令和12年(2030年)を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標とそれを実現するための169のターゲットを設定しています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。

鎌倉市は、平成30年(2018年)6月に国からSDGs未来都市に選定され、持続可能なまちの実現に向け、地方自治体として、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組を推進しています。本計画においても、その趣旨を踏まえながら各施策取り組んでいきます。

 世界を変えるための17の目標					
	目標1〔貧困〕 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		目標7〔エネルギー〕 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		目標13〔気候変動〕 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標2〔飢餓〕 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する		目標8〔経済成長と雇用〕 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		目標14〔海洋資源〕 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	目標3〔保健〕 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標9〔インフラ、産業化、イノベーション〕 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		目標15〔陸上資源〕 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	目標4〔教育〕 すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		目標10〔不平等〕 国内及び各国国家間の不平等を是正する		目標16〔平和〕 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標5〔ジェンダー〕 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う		目標11〔持続可能な都市〕 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間住居を実現する		目標17〔実施手段〕 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	目標6〔水・衛生〕 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		目標12〔持続可能な消費と生産〕 持続可能な消費生産形態を確保する		

出典：外務省ホームページ「持続可能な開発のための2030アジェンダ」より

第2章 高齢者を取り巻く状況

Ⅰ 全国の高齢者を取り巻く状況

高齢社会白書は、高齢社会対策基本法に基づき、平成8年(1996年)から毎年政府が国会に提出している年次報告書です。その内容は高齢化の状況や政府が講じた高齢社会対策の実施の状況、また、高齢化の状況を考慮して講じようとする施策について明らかにしているものとなっています。「高齢社会白書(令和5年版)」から見た全国の高齢者の状況は次のとおりとなっています。

(1) 高齢者数と世帯数

令和4年(2022年)10月1日現在、わが国の65歳以上人口は3,621万人と高齢化率も28.9%となっています。将来推計では、総人口が減少する中で65歳以上人口の増加により高齢化率は上昇を続け、令和19年(2037年)に33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上の者となると見込まれています。令和25年(2043年)以降は65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和52年(2070年)には38.7%に達して、国民の約2.6人に1人が65歳以上となる社会の到来が予想されています。総人口に占める75歳以上人口の割合は、令和52年(2070年)には25.1%となり、約4人に1人が75歳以上の者となると推計されています。

65歳以上の世帯では、令和3年(2021年)現在、世帯数は2,580万9,000世帯と、全世帯の49.7%を占めています。65歳以上の一人暮らしは男女ともに増加傾向にあり、令和2年(2020年)には男性15.0%、女性22.1%となっています。

(2) 要支援・要介護認定

介護保険制度における要介護又は要支援の認定を受けた人(以下「要介護者等」という。)は、令和2年度(2020年度)で668.9万人となっており、平成22年度(2010年度)の490.7万人から178.1万人増加し、要介護者等は第1号被保険者の18.7%を占めています。

要介護者等から見た主な介護者の続柄を見ると、同居している人が54.4%となっており、主な内訳では、配偶者が23.8%、子が20.7%、子の配偶者が7.5%となっています。性別別では、男性が35.0%、女性が65.0%と女性が多くなっています。

要介護者等と同居している主な介護者の年齢について見ると、男性では72.4%、女性では73.8%が60歳以上であり、いわゆる「老老介護」のケースも相当数存在していることが見えてきています。

(3) 社会参加と就労

社会参加について、65歳以上の人のうち、社会活動に参加した人は51.6%となっています。活動内容については、「健康・スポーツ(体操、歩こう会、ゲートボール等)」「(25.8%)」、「趣味(俳句、詩吟、陶芸等)」「(14.9%)」となっています。

就労について、令和4年(2022年)の労働力人口のうち65～69歳の者は395万人で全体の5.7%、70歳以上の者は532万人で全体の7.7%となっています。労働力人口総数に占める65歳以上の割合は13.4%と長期的には上昇傾向にあります。

現在収入のある仕事をしている60歳以上の約4割が「働けるうちはいつまでも」働きたいと回答しており、70歳くらいまで又はそれ以上との回答と合計すると、約9割が高齢期にも高い就業意欲を持っています。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大による高齢者のコミュニケーション等への影響

コロナ禍前のインターネットでの医療機関や病気等の情報収集状況を平成29年度(2017年度)と比較して見ると、インターネットで調べることがある高齢者の割合が大きく増加しています。

また、内閣官房が令和3年度(2021年度)に実施した「人々のつながりに関する基礎調査」の調査結果では、コロナ禍により、人と直接会ってコミュニケーションをとることが「減った」と回答した割合が6割を超えていました。そのうち、約3割が直接会わずにコミュニケーションをとることが「増えた」と回答しています。

2 鎌倉市の高齢者を取り巻く状況

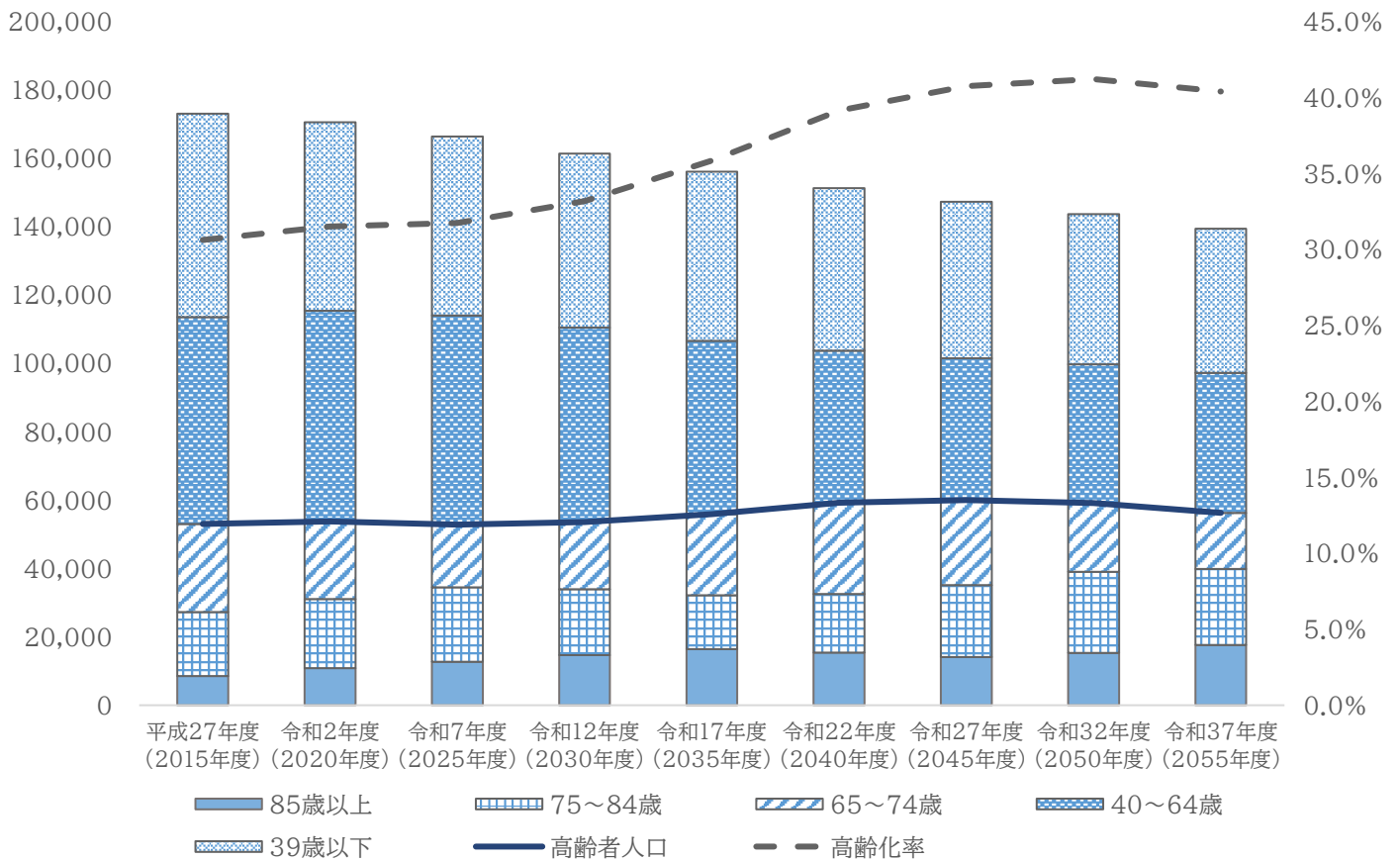
(1) 高齢者数の将来推計

令和2年(2020年)4月に策定した第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画における人口推計によると、令和2年(2020年)は17万人台を維持するものの、その後総人口は減少に転じ、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年(2040年)には15万1,000人余りになると推計されています。(図表1)

また、65歳以上の高齢者人口は5万9,000人を超えると推計され、高齢化率は39%を超えると見込まれています。

高齢者人口は令和27年(2045年)頃をピークに減少していくと見込まれますが、その内訳として、65～74歳の前期高齢者人口が減少しているのに対して、75歳以上の後期高齢者は人口・割合ともに増加が見込まれます。特に要介護認定の多くを占める85歳以上人口は平成27年度と比較し、1.8倍に増える見込みとなっています。

○ 鎌倉市の総人口と高齢者人口の推移(図表1)



平成27年(2015年)国勢調査を基準とし、自然増減や社会移動については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)推計)」の値を設定し、推計したもの。

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

第9期計画期間中の高齢者人口は令和7年度(2025年度)まで減少して令和8年度(2026年度)になると増加に切り替わる見込みですが、75歳以上の人口を見ると令和7年度(2025年度)をピークに令和8年度(2026年度)は減少する見込みとなっています。しかし、85歳以上の人口に絞ると増加し続けており、要支援・要介護認定者の約6割が85歳以上であることから、第9期計画期間中の要支援・要介護認定者数は増加することが見込まれます。

要介護認定率が現在と同程度であると仮定すると、図表2のとおり、認定者数は増加していきます。

○ 年度別要支援・要介護認定者数の推移(図表2)

(単位:人)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
要支援1	1,888	2,043	2,134	2,174	2,216	2,246
要支援2	1,460	1,399	1,416	1,442	1,470	1,487
要介護1	2,354	2,512	2,610	2,670	2,727	2,771
要介護2	1,753	1,786	1,768	1,811	1,852	1,886
要介護3	1,405	1,361	1,421	1,457	1,494	1,524
要介護4	1,432	1,429	1,451	1,491	1,533	1,563
要介護5	1,001	933	989	1,011	1,035	1,051
計	11,293	11,463	11,789	12,056	12,327	12,528

	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
要支援1	2,274	2,302	2,333	2,275
要支援2	1,501	1,518	1,536	1,539
要介護1	2,816	2,862	2,902	3,028
要介護2	1,917	1,953	1,983	2,125
要介護3	1,548	1,577	1,605	1,790
要介護4	1,591	1,621	1,652	1,855
要介護5	1,069	1,086	1,104	1,221
計	12,716	12,919	13,115	13,833

※斜体は推計値

※ 令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)は9月30日時点の実績値、令和6年度(2024年度)以降は9月30日時点の推計値となっています。

(3) 日常生活圏域*別の人口と要支援・要介護認定者数

本市では、市役所及び4支所を設置している鎌倉地域、腰越地域、深沢地域、大船地域及び玉縄地域の5地域を介護保険法上の日常生活圏域*として設定しています。

各日常生活圏域の高齢者数が人口に占める割合(高齢化率)は、鎌倉地域が32.26%、腰越地域が33.90%、深沢地域が31.12%であり、市全体の高齢化率30.31%よりも高くなっています。(図表3)

また、要支援・要介護認定者数が高齢者数に占める割合(認定率)は、腰越地域が22.52%で最も高く、玉縄地域が19.69%で最も低くなっています。(図表3、4)

○ 日常生活圏域*別の高齢者人口と高齢化率 (図表3) (人口の単位:人)

	人口	高齢者人口	(75歳以上再掲)	高齢化率	認定者数	認定率
鎌倉地域	46,860	15,119	9,477	32.26%	3,135	20.74%
腰越地域	24,457	8,290	5,301	33.90%	1,867	22.52%
深沢地域	34,352	10,692	6,676	31.12%	2,354	22.02%
大船地域	45,566	11,996	7,170	26.33%	2,544	21.21%
玉縄地域	24,718	7,239	4,426	29.29%	1,425	19.69%
市内計	175,953	53,336	33,050	30.31%	11,325	21.23%

※ 人口については令和5年(2023年)9月末時点の住民基本台帳を基にしています。

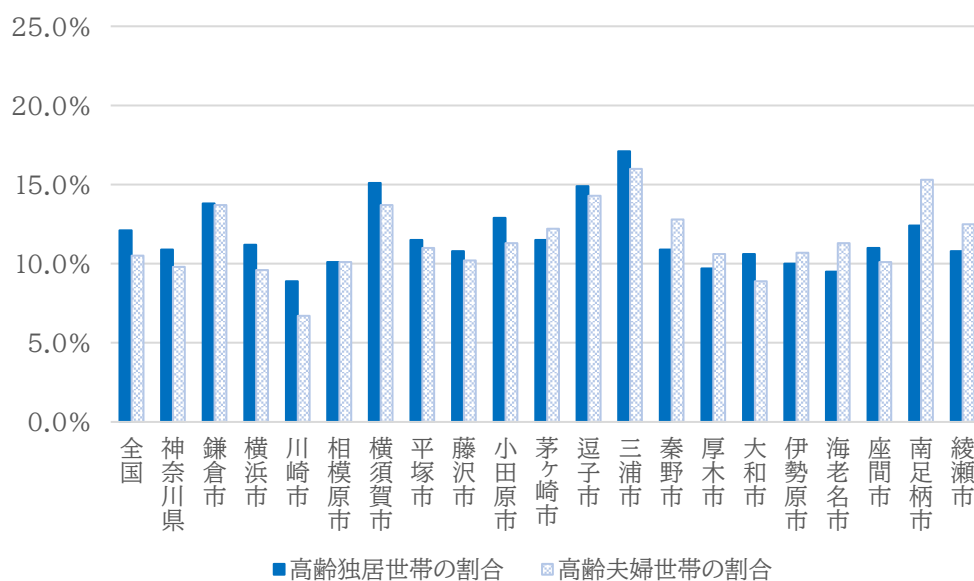
○ 日常生活圏域*別の要支援・要介護認定者数 (図表4) (認定者数の単位:人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
鎌倉地域	552	396	686	464	381	383	273	3,135
	17.61%	12.63%	21.88%	14.80%	12.15%	12.22%	8.71%	100%
腰越地域	358	222	430	246	212	243	156	1,867
	19.17%	11.89%	23.03%	13.18%	11.35%	13.02%	8.36%	100%
深沢地域	448	277	501	366	261	304	197	2,354
	19.03%	11.77%	21.28%	15.55%	11.09%	12.91%	8.37%	100%
大船地域	487	292	582	400	306	275	202	2,544
	19.14%	11.48%	22.88%	15.72%	12.03%	10.81%	7.94%	100%
玉縄地域	247	183	317	214	177	185	102	1,425
	17.33%	12.84%	22.25%	15.02%	12.42%	12.98%	7.16%	100%
市内計	2,092	1,370	2,516	1,690	1,337	1,390	930	11,325
	18.47%	12.10%	22.22%	14.92%	11.81%	12.27%	8.21%	100%
市外(※)	46	45	95	67	78	60	61	452
合計	2,138	1,415	2,611	1,757	1,415	1,450	991	11,777

※ 施設入所により他市区町村の住民となった人(住所地特例として本市の介護保険被保険者)

(4) 高齢者の一人暮らし又は高齢世帯数

令和2年(2020年)の国勢調査では75,607世帯のうち、一人暮らし高齢者の世帯が10,435世帯で13.8%、高齢夫婦世帯が10,351世帯で13.7%となっています。全世帯の3割近くが一人暮らし高齢者又は高齢夫婦世帯であり、全国や神奈川県平均と比較しても高い傾向にあります。



出典:令和2年(2020年) 総務省「国勢調査」から作成

第3章 計画の基本目標と基本方針

I 計画の基本目標

本市では、地域共生社会の意識形成を図るため、平成31年(2019年)4月1日に「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定し、その実現のための具体的な取組みとして、令和4年(2022年)4月から「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を開始し、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいます。

このような背景のもと、これまで構築してきた地域包括ケアシステム*を、世代や分野を超えて必要な支援を包括的に提供することができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていく必要があります。

また、第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の健康福祉分野では、「すべての市民は社会の一員として尊重され、生涯にわたり、健やかで安心した生活が送れるよう望んでいます。このため、健康福祉の環境づくりを進め、だれもが生きがいをもち、ともに支えあい、心ふれあう豊かな地域社会をつくりだしていきます。」として、将来目標を「健やかで心豊かに暮らせるまち。健康で生きがいにみちた福祉のまちづくりをめざします。」と定めています。

この鎌倉市総合計画の将来目標と調和するよう、本計画でも、各主要施策に取り組むとともに、地域共生社会を実現するため、これまで構築してきた地域包括ケアシステムが中核的な基盤となり、必要な支援を包括的に提供することを目指して、前計画の基本目標をさらに発展・推進し、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)における本計画の基本目標を次のとおり定めます。

第9期 鎌倉市高齢者保健福祉計画基本目標

「住みなれたまちで自分らしく暮らし続けるために、ともに支え合う地域社会を目指して（地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進）」

2 計画の基本方針

基本方針は、基本目標を実現していくための計画全体の骨組となります。

また、それぞれの基本方針のもとに、基本方針達成のための事業を策定し、実現に向けた取組を推進していきます。



3 計画の体系



は重点施策として取り組む主要施策です。

主要施策		施策の内容
1-1 地域ケア体制の充実	1-1 地域ケア体制の充実	(1)地域包括支援センターの機能の充実と質の確保、(2)生活支援サービス提供に向けた体制の整備と強化、(3)地域での支え合い活動の推進、(4)見守り体制の充実
	1-2 高齢者の尊厳を守る取組の推進	(1)高齢者虐待防止の推進、(2)成年後見制度の利用促進、(3)福祉教育の推進、(4)人生100年時代を見据えた取組
	1-3 在宅生活支援サービスの充実	(1)高齢者の在宅生活の支援、(2)ケアラー支援の強化
	1-4 医療と介護・福祉の連携の強化	(1)在宅医療と介護・福祉の連携の推進
2-1 認知症への理解の促進	2-1 認知症への理解の促進	(1)認知症やその予防も含めた知識等の普及啓発、(2)認知症本人を中心とした支援の推進
	2-2 認知症本人とその家族への支援の充実	(1)認知症になっても地域で暮らせる支援体制の構築、(2)医療・介護従事者の認知症対応力の向上
3-1 生涯現役社会の構築	3-1 生涯現役社会の構築	(1)高齢者雇用促進事業等を活用した就労機会の充実、(2)シルバー人材センターを活用した就労機会の充実
	3-2 生きがいづくりの推進	(1)生涯学習の推進、(2)いきいき事業の推進
	3-3 社会参加の推進と地域活動の拠点の充実	(1)老人クラブの充実、(2)地域活動団体への支援、(3)老人福祉センターの充実、(4)多世代交流の促進、(5)外出支援サービスの充実
4-1 安心して暮らせる生活環境の確保	4-1 安心して暮らせる生活環境の確保	(1)高齢者向け住宅の整備、(2)介護保険関連施設等の整備と情報提供、(3)消費生活相談の充実、(4)防犯情報等の提供
	4-2 高齢者にやさしいまちづくりの推進	(1)買物支援サービス等の情報提供、(2)移動手段の確保、(3)地域主体のまちづくりの推進、(4)バリアフリー化の推進
	4-3 災害や感染症対策に係る体制の整備	(1)災害時に備えた支援体制の充実、(2)感染症対策の体制整備
5-1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	5-1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	(1)健康診査受診等による疾病予防と早期発見の取組、(2)生活習慣病予防・重症化予防の取組
	5-2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進、(2)フレイル予防を含む一般介護予防事業の推進
6-1 介護保険給付等サービスの充実	6-1 介護保険給付等サービスの充実	(1)介護(予防)サービスの充実、(2)地域密着型サービスの充実、(3)共生型サービス導入の推進
	6-2 介護保険制度の適切な運営の確保	(1)介護保険サービスの質の確保と人材養成、(2)介護給付適正化の推進

(1) 基本方針1 いつまでも安心して暮らせる地域づくり

高齢者が住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい暮らしを続けることができるために、本人・家族の意思を尊重しながら地域の見守り体制の充実、成年後見制度*利用の促進を図るとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供されるよう包括的な支援を推進していきます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、様々な支援を行う中核拠点として、市内に地域包括支援センター*を10か所設置し、担当地域において、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー*などの専門職等が、高齢者やその家族などのよろず相談所として様々な相談業務を行っています。引き続き、相談業務を通して高齢者等への支援を行うとともに、その機能を含めて地域包括支援センターの周知、広報活動を行っています。

高齢者に対する虐待の未然防止や虐待を受けた高齢者の保護、虐待を行った養護者への支援を行います。判断能力が不十分な高齢者の権利を護るため、中核機関である鎌倉市成年後見センター*を中心とした地域の権利擁護のネットワークの形成、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図ります。また、人生100年時代を見据えて、今後のライフスタイルを考える終活事業を引き続き行います。

市民等の日常生活に必要な支援体制の充実・強化及び社会参加の推進を一体的に図っていくため、日常生活圏域*ごとに生活支援コーディネーター*を配置し、地域での見守り活動などの地域のネットワークづくりや地域での居場所づくりなど地域資源の発掘・開発を地域の自治会町内会関係者や各地区社会福祉協議会*、民生委員児童委員*、地域包括支援センターの職員とともに進めます。他にも、有償ボランティアである高齢者生活支援サポーター*により、介護保険制度では補えないニーズに対応し、市民による市民への地域での助け合いを支援します。

さらに、医療が必要となった場合には、医療機関からの退院支援や日常の在宅療養の支援、急変時の対応、看取りなど、様々な状態へ迅速に対応することが求められています。医療と介護・福祉が連携することで在宅生活を継続できるよう支援していきます。

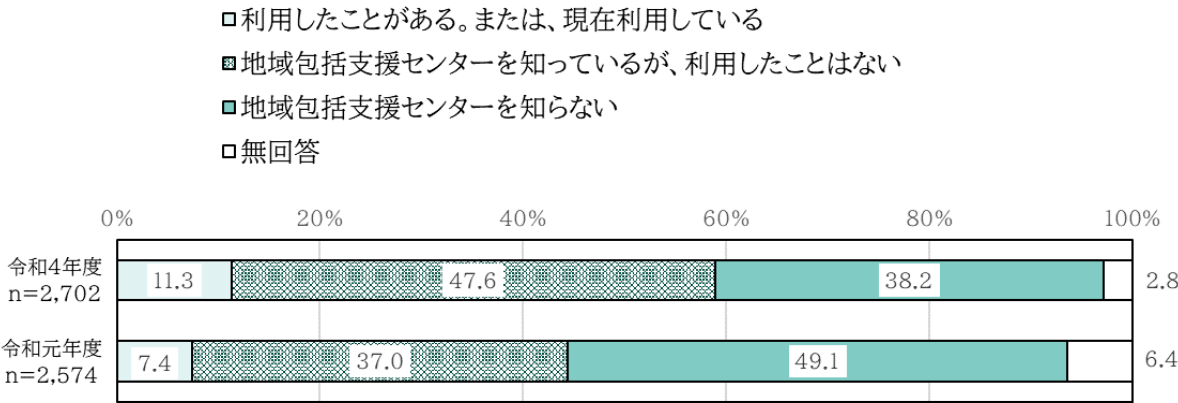
【主要施策】

- 1-1 地域ケア体制の充実
- 1-2 高齢者の尊厳を守る取組の推進
- 1-3 在宅生活支援サービスの充実
- 1-4 医療と介護・福祉の連携の強化

【高齢者保健福祉に関するアンケート調査】

※本計画書に掲載していますアンケート結果に基づく図表(円グラフ・棒グラフ)については、集計結果の百分率(%)を小数点以下第2位で四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

・地域包括支援センター*の周知度、利用の有無



（２）基本方針２ 認知症の人を支える体制づくり

認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会で共に暮らす「共生」の視点と、認知症になることを遅らせる、又は進行を緩やかにする「予防」の視点を両輪として、認知症高齢者やその家族が状況に応じた適切な支援が受けられる体制づくりを推進していきます。

認知症は誰もがなりうるものであることから、認知症についての正しい知識と理解を広めるため、講演会や講座、認知症ケアパスを通して、関心を持ってもらうよう普及啓発に取り組みます。地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター*」を養成し、認知症にやさしい地域づくりに取り組みます。また、認知症を抱える本人が社会の中でその人らしい活動を発信する姿は認知症に対する社会の見方を考える機会となることから、認知症本人やその家族からの情報発信の機会創出を支援します。

認知症は早期発見・早期対応が重要となることから、地域包括支援センター*内に設置した認知症地域支援推進員*と協力し、認知症初期集中支援チーム*による支援を行います。また、認知症高齢者を支える家族の負担を軽減するため、ITを活用した認知症高齢者を早期に発見するための事業や徘徊した高齢者を発見するためのネットワークシステムの利用促進など、認知症になっても在宅で暮らし続けられる支援体制を構築します。さらに、認知症疾患医療センター*と連携し、医療や介護従事者の認知症対応力向上のための取組を実施します。

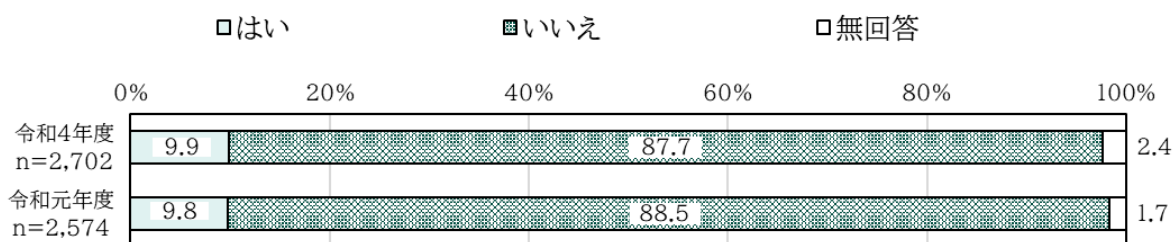
【主要施策】

2-1 認知症への理解の促進

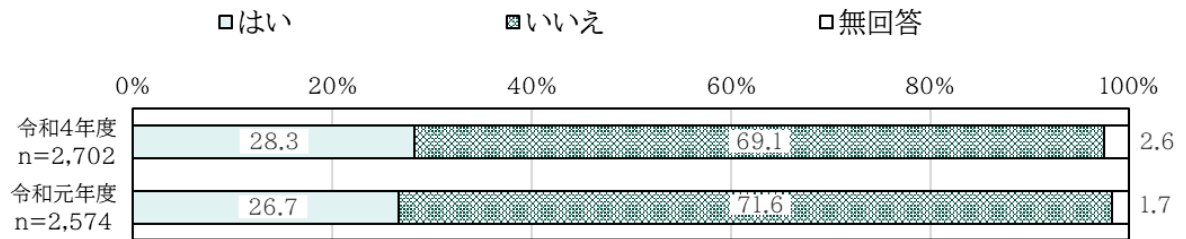
2-2 認知症本人とその家族への支援の充実

【高齢者保健福祉に関するアンケート調査】

・認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいますか

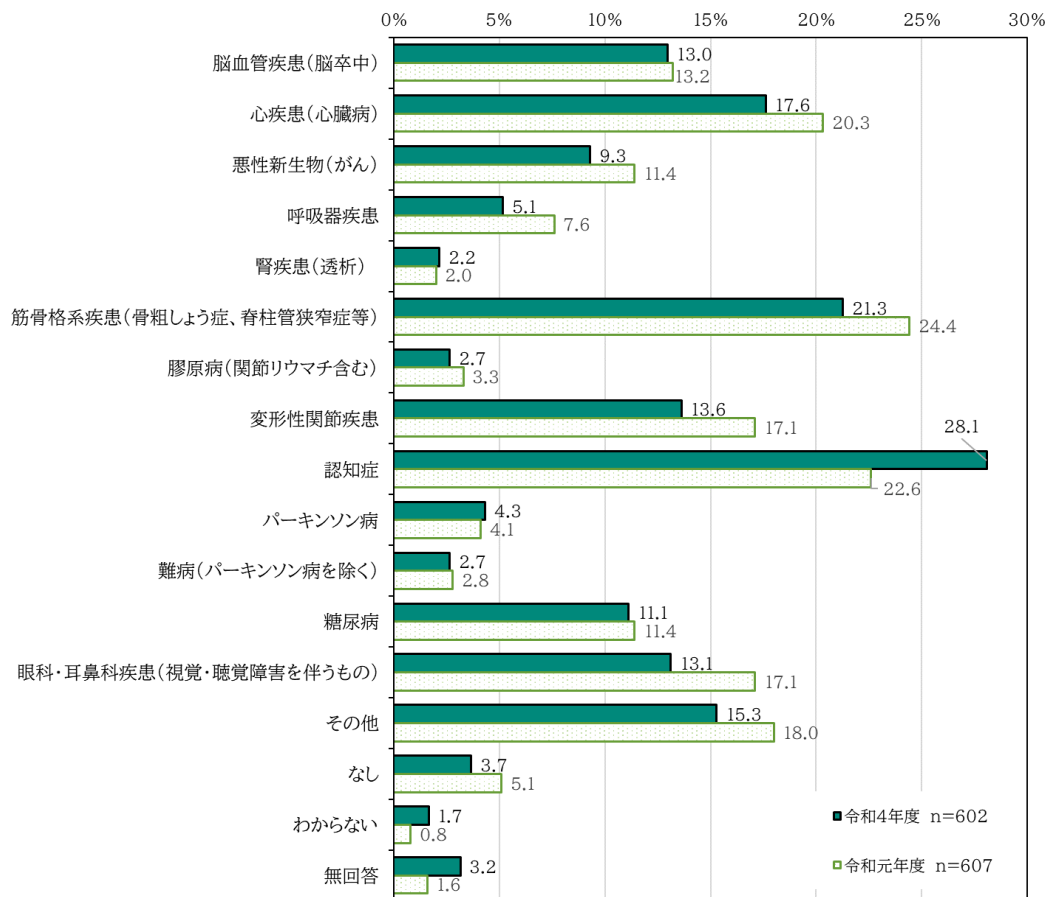


・認知症に関する相談窓口を知っていますか

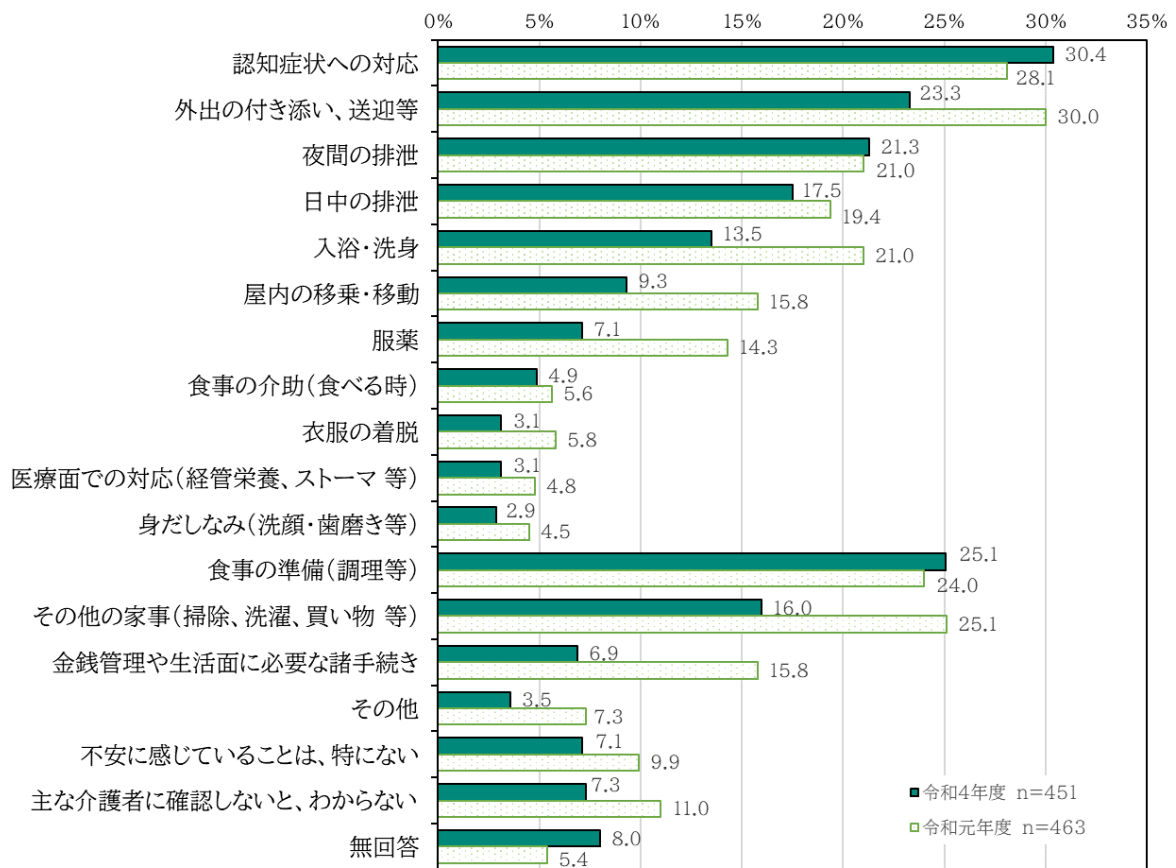


【介護保険に関するアンケート調査】

・ご本人（認定調査対象者）が、現在抱えている傷病について



・主な介護者の方が不安に感じる介護



(3) 基本方針 3 生涯現役社会の構築と生きがいの推進

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り、その人らしい暮らしを続けられる社会を築くため、高齢者が年代にとらわれることなく、誰もがライフステージや希望に合った多様な働き方ができる、また、すべての人が自身のできる範囲で無理なく社会参加ができ、いつまでも生きがいや役割をもって暮らせる生涯現役社会の構築を目指します。

また、高齢者が生きがいを持ち、元気に暮らし続けられるように、高齢者がこれまで続けて来た趣味や教養を深める、又は新たな学びへの支援として、老人福祉センター*による教養講座や教室の実施、図書館等での生涯学習を推進します。

高齢者が活動できる地域拠点として老人福祉センターの運営、趣味・娯楽・体操などのサークル活動や老人クラブの支援を通し、高齢者の居場所づくり、社会参加を推進します。

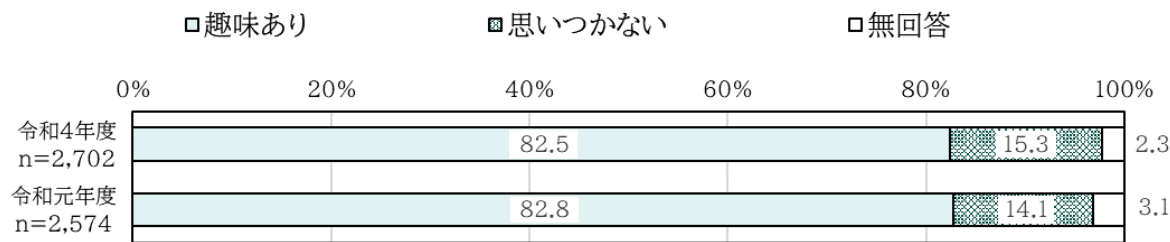
さらに、福寿優待事業やデイ銭湯事業、高齢者外出促進マップの配布など、高齢者が外出したくなるような場所や機会を提供します。

【主要施策】

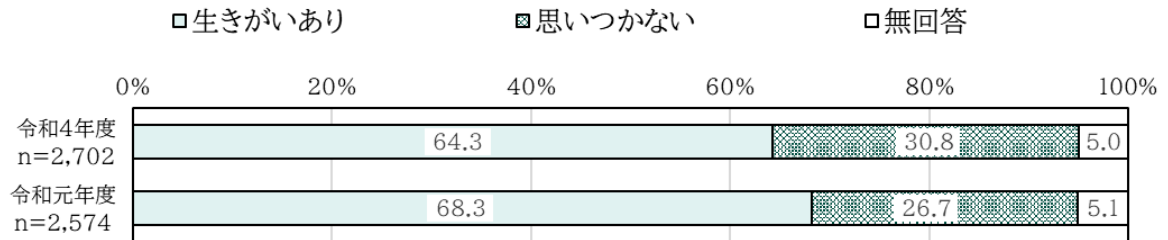
- 3-1 生涯現役社会の構築
- 3-2 生きがいの推進
- 3-3 社会参加の推進と地域活動の拠点の充実

【高齢者保健福祉に関するアンケート調査】

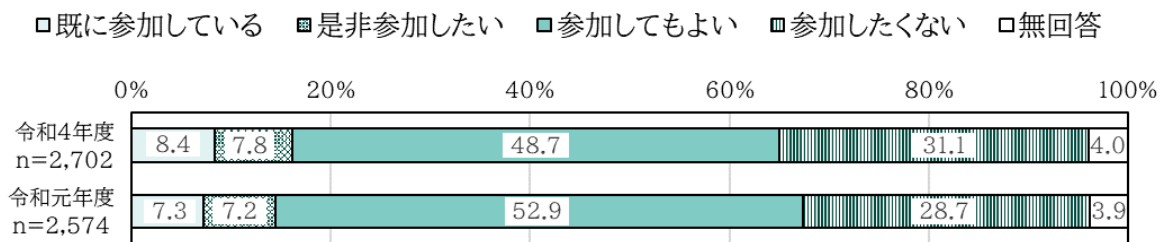
・趣味はありますか



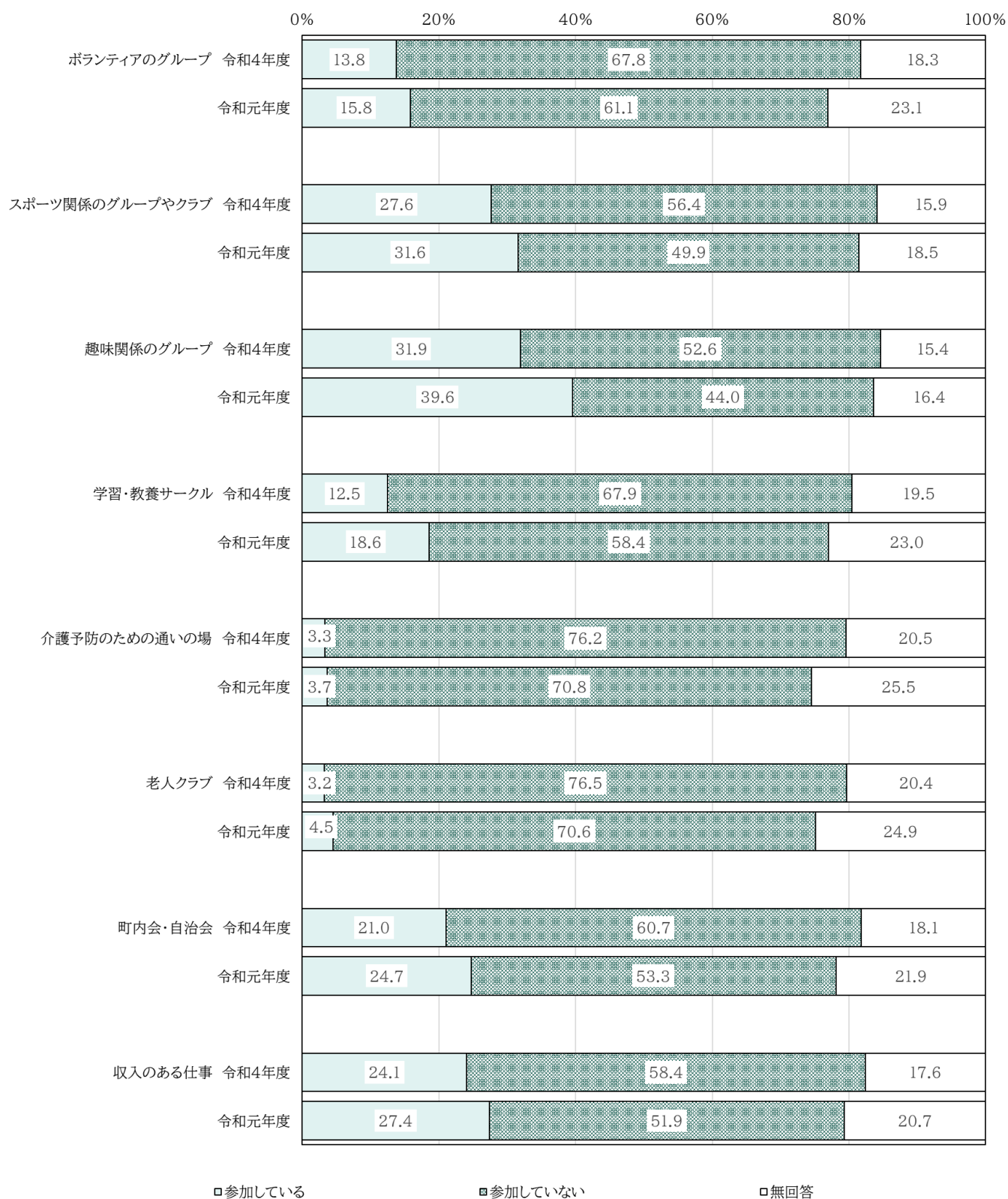
・生きがいがありますか



・健康づくり活動や趣味等の活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら参加者として参加意向があるか



・以下のような会・グループ等に参加していますか



(4) 基本方針4 住みなれた地域で生活するための環境の整備

安心して暮らすことのできる環境の確保のために、まちづくり部門と連携して、居住支援協議会や高齢者向けの市営住宅の整備など高齢者向けの住宅施策を進めます。また、交通政策部門と連携し、高齢者をはじめとした利用者に配慮をした移動サービスの充実を目指します。

本人や家族が望んでも、身体状況や自宅の状況、その時々家族の状況等様々な要因により、自宅での生活が難しくなる場合があることから、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)や介護付き有料老人ホームなどの施設を市が公募し、民設民営で整備していきます。

また、高齢者の消費者被害を早期発見・支援をするため、消費生活センターをはじめとした関係機関との連絡協力体制を構築すると共に、広報媒体や出前講座等を通じて消費者被害防止に向けた情報を提供し、注意喚起を促します。さらに、安全安心なまちづくりを推進するため、広報媒体や防犯講話を通じた防犯情報の提供に加えて、防犯機能を有する機器の購入費用を助成します。

新型コロナウイルス感染症の流行など災害や感染症への対策を踏まえた福祉避難所の開設や、親戚や友人宅への避難の検討の周知などの防災部門との連携、介護施設との情報共有や消毒用薬品などの提供等、災害や感染症の発生時も住み慣れた地域や家で生活できる環境を整備します。

【主要施策】

- 4-1 安心して暮らせる生活環境の確保
- 4-2 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- 4-3 災害や感染症対策に係る体制の整備

(5) 基本方針5 健康づくりと介護予防の推進

鎌倉市国保特定健診・特定保健指導や後期高齢者健診を実施しながら、疾病の早期発見や、生活習慣病の重症化の予防に努めます。また、健診や医療に関するデータを活用し、健康寿命の延伸に取り組めます。

介護予防には、運動機能や口腔機能の低下、低栄養の予防に関する取組のほか、生きがいを持つことや、人や地域との交流や様々な活動への参加も重要であることから、引き続き「心身機能」の維持向上と共に「活動」や「参加」の要素も加味した介護予防の取組の必要性について、普及啓発に努めます。

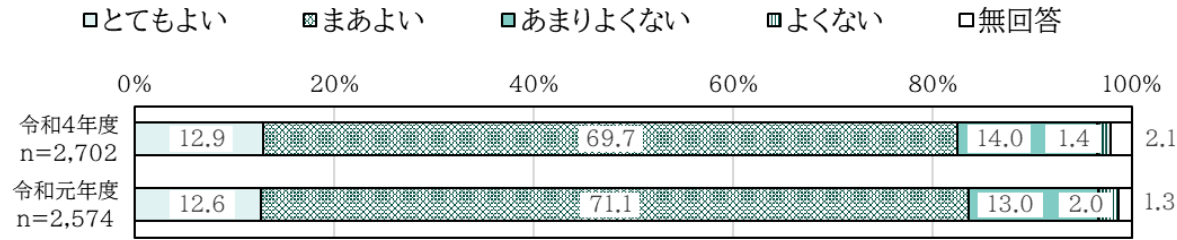
また、高齢者が地域社会において自立した生活を過ごすことができるよう、老人クラブやNPO*、ボランティア、コミュニティなど多様な主体がサービス提供を行う体制の構築を目指します。

【主要施策】

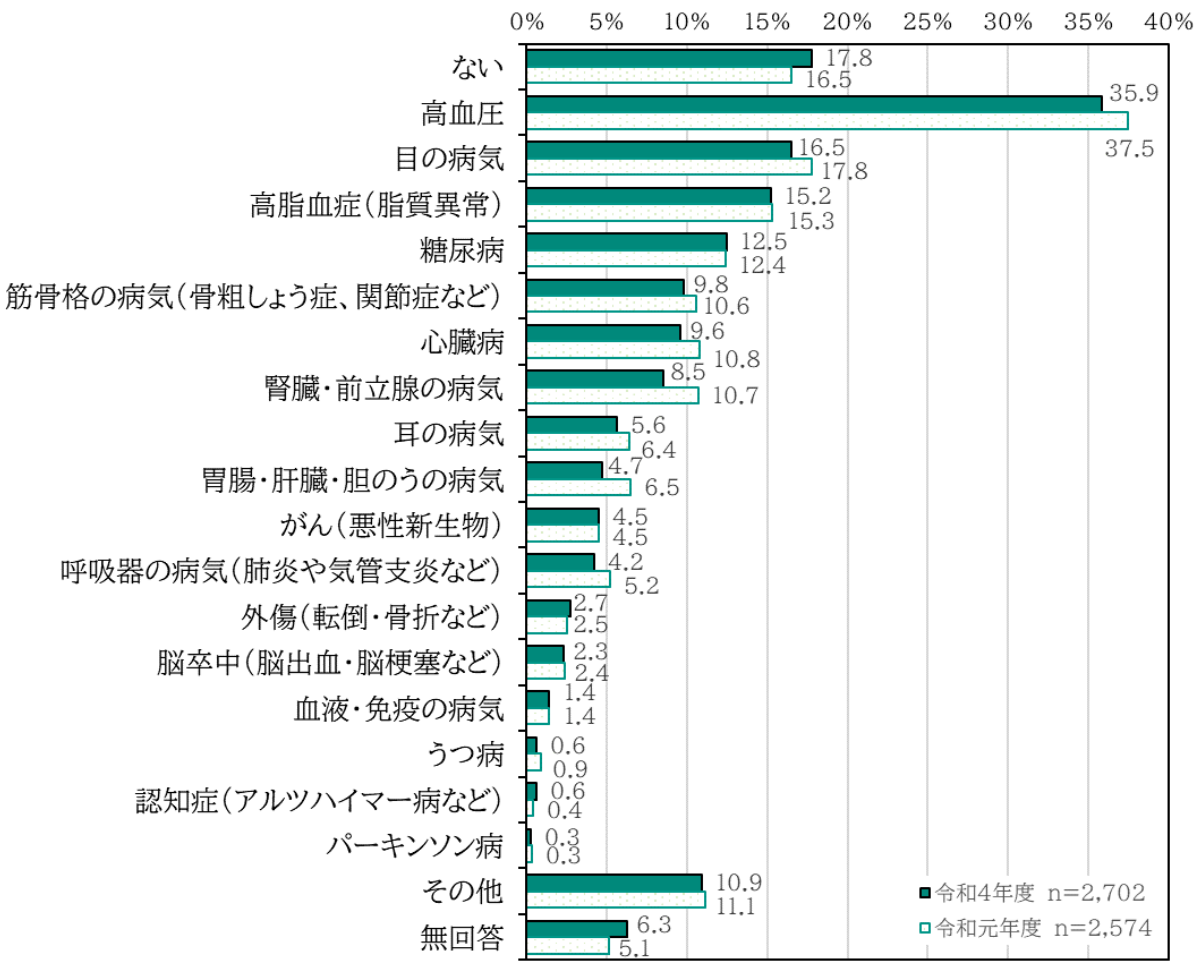
- 5-1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- 5-2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

【高齢者保健福祉に関するアンケート調査】

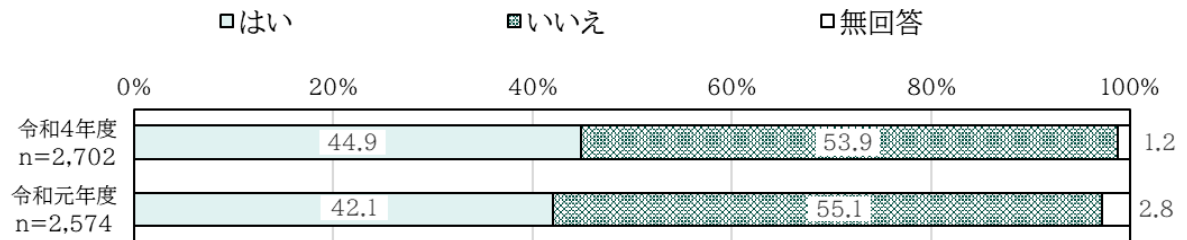
・現在の健康状態



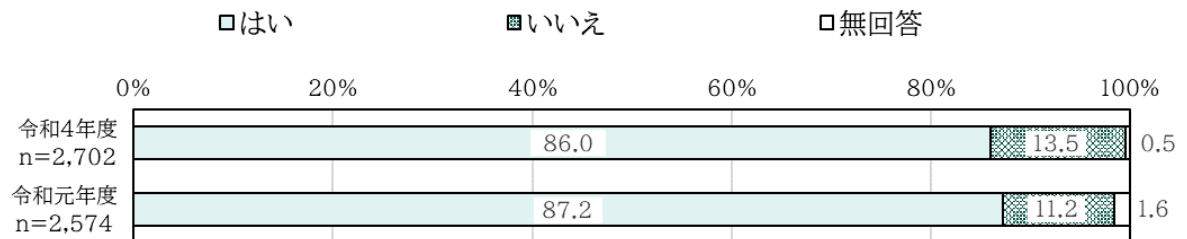
・現在治療中の病気等



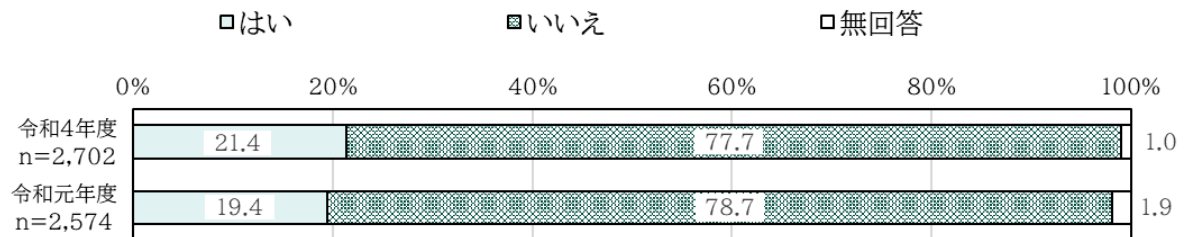
・物忘れが多いと感じますか



・自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか

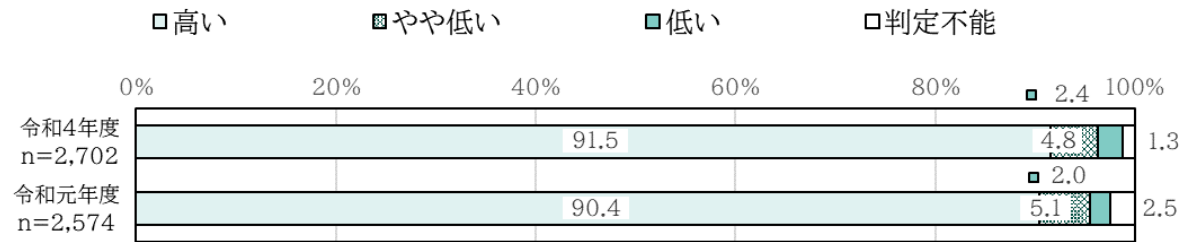


・今日が何月何日かわからない時がありますか



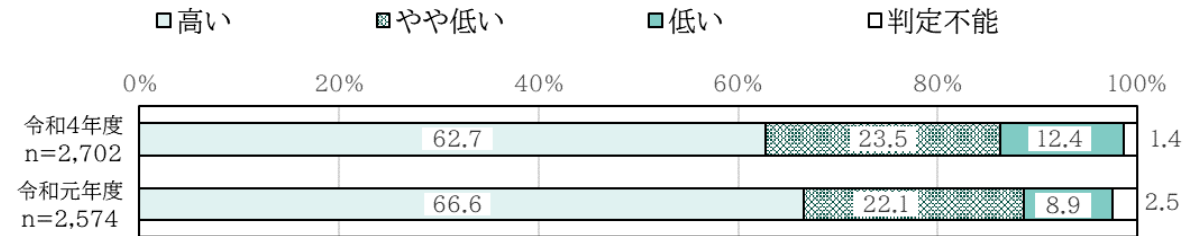
・ I A D L *（手段的日常生活動作）

活動的な日常生活をおくるための能力(IADL)が低下している人の状況を把握するものです。IADLの判定は、高齢者の比較的高次の生活機能を評価することができる「老健式活動能力指標」による判定を用いています。



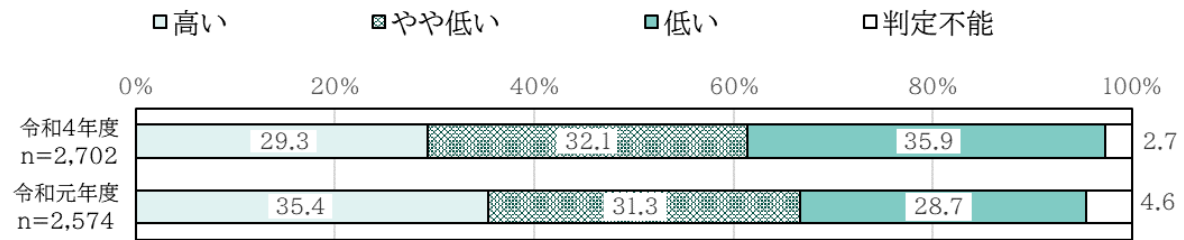
・ 知的能動性

余暇や創作など生活を楽しむ能力である知的能動性を把握するものです。こちらも、「老研式活動能力指標」の知的能動性に関する調査項目から、知的能動性の評価を行っています。



・ 社会的役割

地域で社会的な役割を果たす能力である社会的役割が低下している人の状況を把握するものです。こちらも、「老研式活動能力指標」の社会的役割に関する調査項目から、社会参加の評価を行っています。



（６）基本方針６ 介護保険サービスの適切な提供体制の充実

居宅・施設の各サービスについて、適正なサービス量が提供されるよう看護小規模多機能型居宅介護等の事業所や介護付き有料老人ホームなどを市が公募し、民設民営で整備するとともに、各サービスに関する情報を利用者や家族に提供して、ニーズに合ったサービスを安心して受けられるよう努めていきます。また、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするための共生型サービス事業者の指定に向けた支援を行います。

そのほか、保険給付費が増加の一途をたどっている中、介護保険制度を持続的に運営していくために、必要なサービスを適切に提供することが重要であることから、介護保険事業者に対する研修や指導も引き続き行っていくとともに、介護人材の確保のためにヘルパーの養成や介護職員の研修への一部助成など支援を行います。

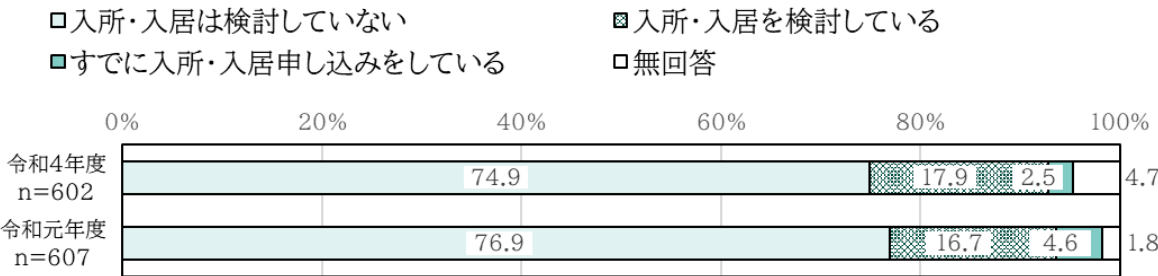
さらに、不適切な給付費の削減を行うため、適正化事業に取り組みます。

【主要施策】

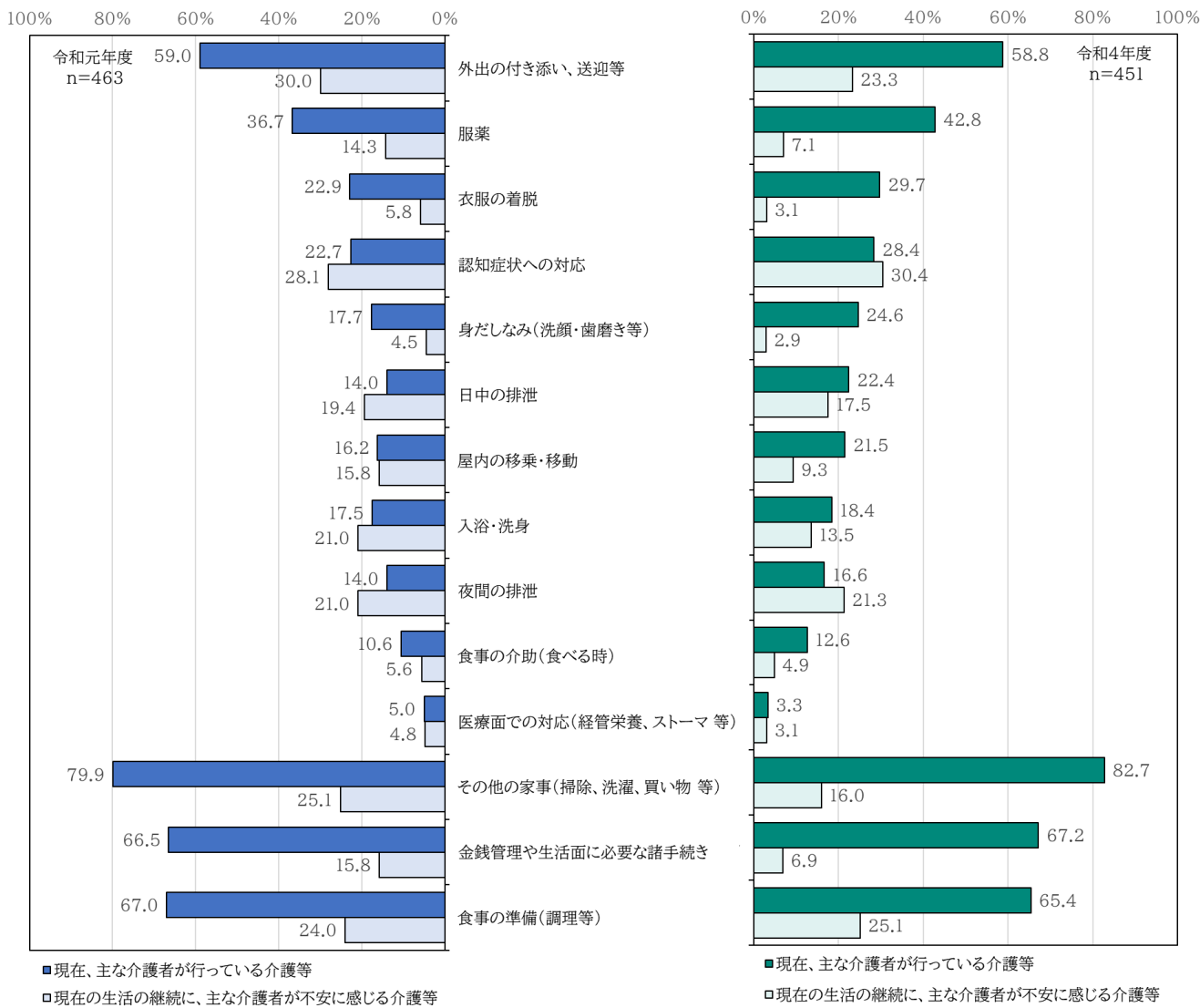
- 6-1 介護保険給付等サービスの充実
- 6-2 介護保険制度の適切な運営の確保

【介護保険に関するアンケート調査】

・施設などへの入所・入居の検討状況について



・現在、行っている介護と現在、不安に感じる介護の比較



4 地域包括ケアシステムの5つの要素と自助・互助・共助・公助

(1) 地域包括ケアシステムの5つの要素

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

地域包括ケアシステムでは、本人のプライバシーと尊厳が守られた住環境、希望と経済力にかなった住まい方など生活の基盤となる住まいが確保されていることが必要となります。

その住まいで、心身の能力の状態などに応じたフォーマル・インフォーマル含めた様々な支援を活用して、自立した日常生活が営めるよう支援することが基本となります。

また、「介護・リハビリテーション」「医療・看護」「保健・福祉」など専門職によるケアを個々の課題に応じて一体的に提供することが必要です。

最後に、在宅生活を選択することの意味を、本人や家族が理解し、そのための心構えを持つことが重要とされています。



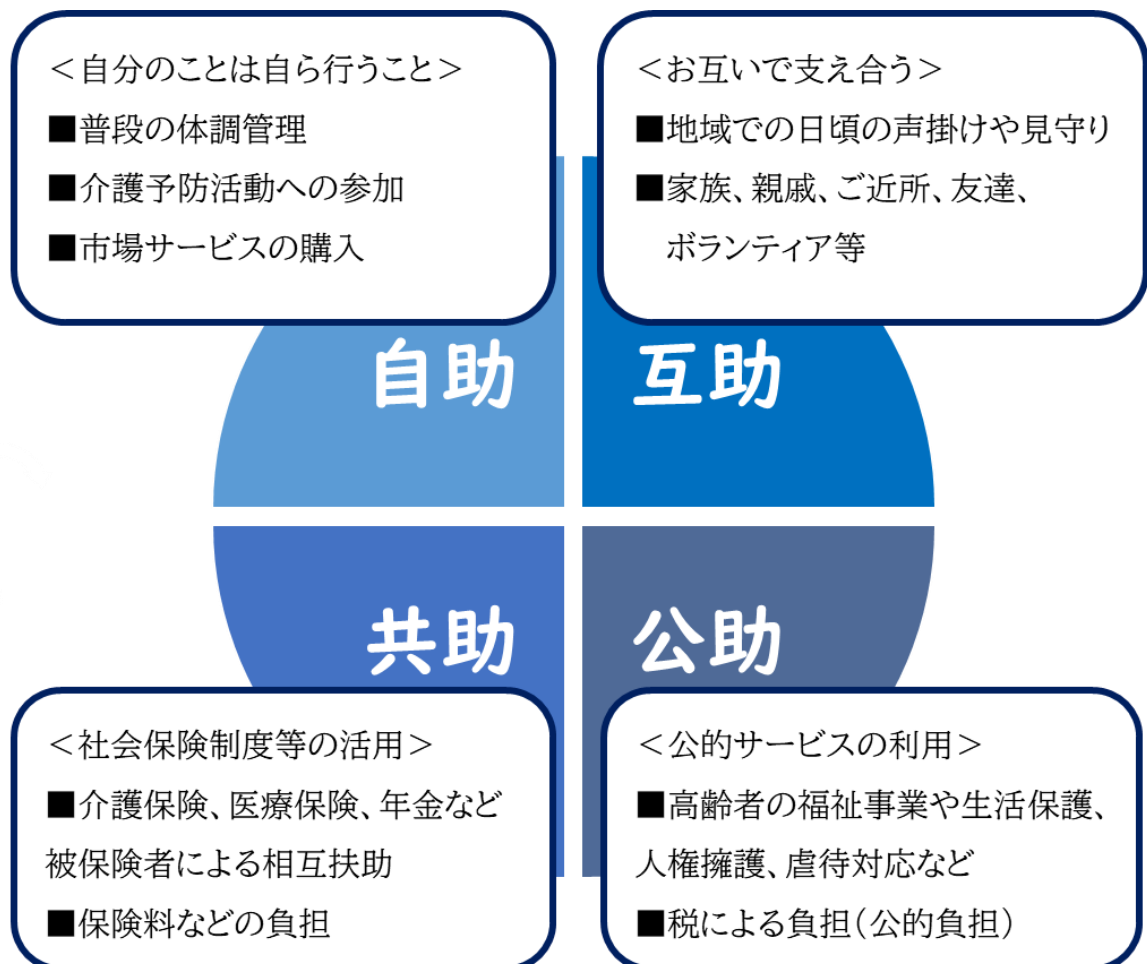
出典：厚生労働省資料より

(2) 自助・互助・共助・公助

地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには「自助・互助・共助・公助」の視点を理解し、取り組んでいく必要があります。

地域包括ケアシステムでは、地域の特性を活かしながら、様々な生活課題を「自助」を基本としながら「互助」「共助」「公助」を組み合わせながら解決していくことが重要です。

また、少子高齢化などにより社会保障の持続可能性の観点から、「共助」や「公助」の大幅な拡大を見込むことは難しく、「自助」や「互助」の役割が大きくなることを意識した取り組みが必要になると言われています。



第4章 主要施策の推進について

第1節



基本方針Ⅰ いつまでも安心して暮らせる地域づくり

○主要施策Ⅰ－Ⅰ 地域ケア体制の充実（重点施策）

地域での多様化・複雑化する支援ニーズの増加を背景として、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」等の施行に伴い、全国的に各自治体が地域共生社会の実現を図っていくこととなりました。

本市でも、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステム*が、障害の有無や生活状況に関わらず子どもから高齢者まで様々な分野から総合的な支援を行う地域共生社会の実現に向けて中核的な基盤となることから、地域共生社会の構築を見据えた地域ケア体制の充実を図ります。

施策の内容	Ⅰ－Ⅰ－（Ⅰ） 地域包括支援センター*の機能の充実と質の確保
-------	-----------------------------------

Ⅰ 地域包括支援センター*の適切な運営 【高齢者いきいき課】

地域包括支援センター*の運営にあたっては、本市のように委託によるセンター運営である場合には、どの法人が受託する場合でも市が示す方針に基づく適切な活動・運営が求められています。地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、様々な事業について展開していくため、地域包括支援センターの機能の充実と質の確保に取り組みます。

また、市が提示する活動方針を基に各地域包括支援センターが年間の事業計画を作成して事業を実施し、その事業が効果的、効率的に運営されているか等について、自己点検、自己評価、介護保険運営協議会等による外部評価、評価結果の公表を適切に行うことで、公平性や中立性の確保、効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を実施しており、今後も引き続き行っていきます。

【主な事業・取組】

- ① センターの事業の点検、評価、結果公表による機能の充実及び改善
- ② 総合相談の実施と他分野との連携

2 地域ケア会議*の開催 【高齢者いきいき課】

個人の生活様式等の変化に伴い、一人ひとりの抱える課題が多様化しています。地域ケア会議*では、支援が必要な人に対して、適切な支援につなげるために必要な検討を行うとともに、高齢者が地域において自立した日常生活を営むための支援体制について検討を行うものです。

それぞれの個人や家族だけでは抱えきれなくなった課題に対しては、本人や家族をはじめ、担当するケアマネジャー*や介護サービス事業者、地域の支援者などからの依頼によって、地域包括支援センター*が中心となり、高齢者やその家族が地域から孤立しないよう、また、高齢者自身が尊厳をもって安心して暮らすことができるように、高齢者にかかわる支援者だけでなく、他の関係機関との連携も含めて、地域の課題解決に取り組めます。

また、個別ケースについて、ケアマネジャー、看護師、医療ソーシャルワーカー等の多様な専門職、住民等の地域の関係者で検討を重ねることにより、課題を把握し連携協働による支援のネットワークの構築を進めるとともに、課題の検討を通じて、地域に必要な資源の開発や政策形成につなげていきます。

【主な事業・取組】

- ① 地域ケア会議*の開催
- ② 小地域ケア会議の開催

3 高齢者等の相談窓口の周知 【高齢者いきいき課】

介護をはじめ高齢者に関わる支援は、必要となる状況になるまで存在自体を知らない場合も多く、また、どこに相談をしたら良いかわからない人も多くいます。

高齢者の日々の暮らしにおける悩みごとや、介護に関する初期相談、高齢者の実態把握や、高齢者の虐待防止に取り組めます。また、重層的支援体制整備事業の開始に伴い、地域包括支援センター鎌倉市社会福祉協議会を本庁舎内「くらしと福祉の相談窓口」に併設するなど、高齢者をはじめとしたあらゆる世代の人からの相談を関係機関と連携しながら支援していきます。

引き続き、広報かまくらや市ホームページ、関係機関や地域の店舗、自治会町内会、民生委員児童委員*等の連携のほか、各種イベントへの出席により地域包括支援センター*の周知・啓発を図ります。

【主な事業・取組】

- ① 地域包括支援センター*の周知・啓発活動

施策の内容	1-1-（2） 生活支援サービス提供に向けた体制の整備と強化
-------	---

1 高齢者支援に携わる関係機関等との連携 【高齢者いきいき課・介護保険課】

高齢者支援に携わる関係機関（神奈川県鎌倉保健福祉事務所、鎌倉市社会福祉協議会*、医療機関、介護サービス事業所ごとの連絡会など）や関係団体（自治会町内会、民生委員児童委員*協議会、NPO*など）がお互いの役割を知り、その役割を理解して分担することによりネットワークを強化し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう地域における支援体制の充実を図ります。

【主な事業・取組】

- ① 関係機関や団体との連携強化（関係団体との会議の開催）
- ② 身近な地域住民や民生委員児童委員*による声かけ見守り活動への支援

2 高齢者の生きがいへの支援 【高齢者いきいき課】

一定の研修を修了した高齢者生活支援サポーター*が、加齢に伴い日常生活に不自由を感じ始めた高齢者に対して、介護保険制度では賄いきれない、生きる喜びや楽しみにつながる「趣味」や「生きがい」のための支援を、有償で行っています。

今後も引き続き周知に努めていくとともに、サポーターに対する研修等を充実させて認知症の方への対応もできるようにするなど、事業内容の充実を図ります。

【主な事業・取組】

- ① 高齢者生活支援サポートセンター事業

3 生活支援サービスの充実 【高齢者いきいき課】

高齢者一人ひとりに対してきめ細かな支援を行っていくためには、介護保険サービスをはじめとした公的なサービスだけでなく、地域のボランティア団体や市民活動団体などによる生活支援サービスの提供が必要不可欠であり、その役割はますます重要となっています。

市内5つの日常生活圏域*に配置された生活支援コーディネーター*が中心となり、第2層協議体*など各地域での情報交換や議論を通じて、地域課題やニーズの把握、多様な主体による重層的な生活支援サービスの充実やネットワーク化など地域で共に支え合う地域づくりを推進していきます。

また、地域だけでは解決困難な課題や市域全体に関わる課題については第1層協議体*で議論し、解決に向けた検討やサービスの創出に向けた取組を推進します。

さらに、協議体*同士で情報を共有することで、多様な関係者とのネットワークの構築に向けて連携協働による取組を推進していきます。

【主な事業・取組】

- ① 生活支援コーディネーター*の配置
- ② 協議体*の運営
- ③ 参考となる事例の情報収集

施策の内容	Ⅰ－Ⅰ－（３） 地域での支え合い活動の推進
--------------	------------------------------

Ⅰ 地域住民の地域福祉に対する意識を高めるための取組

【福祉総務課・生活福祉課】

平成23年(2011年)3月11日の東日本大震災を教訓に、お互いに顔の見える関係を築き、見守り助け合う地域づくりへの意識・関心の高まりとともに、地域で様々な取組が行われてきました。

今後も鎌倉市では、震度5以上の地震の発生が切迫している可能性が高いと予想されています。引き続き、自助・互助・共助・公助*の考え方に基づいて、地域福祉の周知・啓発に努め、地域住民が地区社会福祉協議会*をはじめとする自治組織活動や地域のボランティア活動などに積極的に参加し、福祉の受け手側・支え手側に分かれてしまうことなく、自ら地域の一員としての意識を持って取り組めるよう支援を行います。

【主な事業・取組】

- ① 地域福祉に関する周知・啓発
(市民向け研修、かまくら市民共生サポーター制度の周知)
- ② 地域福祉に関心のある人材の発掘と育成
(鎌倉版フォルケホイスコーレ事業)
- ③ 地域福祉に関する情報収集と提供
- ④ 民生委員児童委員*への活動支援

施策の内容	Ⅰ－Ⅰ－（４） 見守り体制の充実
-------	------------------

Ⅰ 高齢者見守り体制の充実

【地域共生課・福祉総務課・生活福祉課・高齢者いきいき課・消防本部予防課】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、身近な地域の人々との交流や関係団体、関係機関によるさりげない声かけや無理のない範囲の見守りなど、地域での気付き・見守り体制づくりが求められている中、民生委員児童委員*を中心とした地域での見守り活動が大きな役割を果たしています。

本市では、おおむね70歳以上の一人暮らし高齢者や、一人暮らしでない方でも、日中独居など一人暮らしと同じ状況にある方を対象とした、高齢者見守り登録制度や各種のネットワークを活用するなど、早期に課題を発見し、必要な人に応じたサービスが適切に提供できるよう、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりの充実を図ります。

【主な事業・取組】

- ① 高齢者見守り登録制度の周知及び促進
- ② 民生委員児童委員*協議会との連携による地域での気付き・見守り体制の充実
- ③ 地域包括支援センター*による見守り体制の充実
- ④ 民間企業との連携による見守り体制の充実
- ⑤ くらし見守りネットワークの運用

○主要施策Ⅰ－２ 高齢者の尊厳を守る取組の推進

高齢者は、虐待や消費者被害など権利侵害の対象になりやすく、特に認知症や一人暮らし等で生活に困難を抱える高齢者などは判断能力の低下により適切な意思決定など、権利の行使について不十分な状況にある場合が多くあります。

高齢になり、様々な社会生活上の困難を抱えても、地域で自分らしく安心して生活するためには、自己決定を尊重し、地域での支援があって初めて実現できるものです。そのため、成年後見制度*の活用などにより権利侵害からの救済や防止を推進します。

施策の内容	Ⅰ－２－（１） 高齢者虐待*防止の推進
-------	---------------------

Ⅰ 高齢者虐待*防止の推進 【高齢者いきいき課】

高齢者の虐待防止では、日常生活上の小さな変化に気付いて早期に関わっていく必要があります。小さなことであっても地域包括支援センター*や行政にすぐに相談できるような体制を整え、虐待防止の周知・啓発を図ります。

また、課題を抱えている家庭に関わる関係機関と連携を図り、情報と支援方法を共有し、解決に向けて家庭への支援や見守りが効果的に行えるようにケース検討会議を行っていきます。

さらに、高齢者虐待*への対応技術向上のため、引き続き支援者をはじめとした高齢者虐待防止研修を実施します。

【主な事業・取組】

- ① 高齢者虐待*防止の周知・啓発
- ② 高齢者虐待相談の充実
- ③ 高齢者虐待対応のためのケース会議の開催
- ④ 高齢者虐待防止研修の開催
- ⑤ 関係団体との高齢者虐待防止ネットワークミーティングの開催

施策の内容	Ⅰ－２－（２） 成年後見制度*の利用促進
-------	----------------------

Ⅰ 成年後見制度*の利用促進 【高齢者いきいき課・障害福祉課】

本市では、鎌倉市成年後見センター*を設置し、成年後見制度*に関わる相談支援を

行っています。成年後見センターは地域の連携ネットワークをコーディネートする中核機関として位置づけられています。今後は、主に鎌倉市の成年後見制度の情報共有の機能を持っていた「かまくら成年後見制度連絡会」に代わり、鎌倉市成年後見制度の方向性の協議・検討や支援方針に迷った場合の助言提供などを行う機能を持ち、成年後見制度に関わる相談機関や専門職、司法機関等で構成される「鎌倉市成年後見制度利用促進協議会」の設置を進め、地域で権利擁護を必要としている人などへの支援や相談体制の整備に取り組んでいきます。

また、経済的な理由で成年後見制度の利用に係る費用負担が困難な人に対し、その費用を助成することで成年後見制度の利用を支援します。

今後、認知症高齢者や単独世帯の増加が見込まれる中、判断能力の不十分な人を保護・支援する成年後見制度の需要はより高まると考えられています。そのため、新たな担い手として市民後見人の養成を推進するとともに、市民後見人の活動の場として鎌倉市社会福祉協議会*が行う法人後見等との連携を図っていきます。

【主な事業・取組】

- ① 成年後見センター*機能の充実
- ② 成年後見制度*利用相談の充実(専門相談等)
- ③ 鎌倉市成年後見制度利用支援事業
- ④ 成年後見制度の周知・啓発
- ⑤ 市民後見人の養成
- ⑥ 「鎌倉市成年後見制度利用促進協議会」の設置
- ⑦ 市長申立

施策の内容	Ⅰ－２－（３） 福祉教育の推進
--------------	------------------------

Ⅰ 学校における福祉教育・体験活動の実施 【教育指導課】

現在では核家族化などが進み、子ども世代が高齢者世代と直接かかわる機会が減少しています。

学校教育において、教科学習や総合的な学習の時間などで、市内にある高齢者に関連する施設を訪問したり、鎌倉市社会福祉協議会*に依頼するなどして地域の高齢者を学校に招いて昔あそび教室を開催したりするなど、小中学校における福祉教育・体験学習を通して高齢者への理解を深めることを支援します。

【主な事業・取組】

- ① 福祉教育の実施の支援

施策の内容	Ⅰ－２－（４） 人生100年時代を見据えた取組
--------------	--------------------------------

Ⅰ 終活3事業の推進 【高齢者いきいき課】

少子高齢化や核家族化の進行により、「頼れる家族がいない」高齢者が増えており、高齢者自らが老後や自分の死後のために備える必要があります。

最期まで自分らしく過ごすために、高齢者自身が人生の最期に向けて自身の気持ちや考えを整理し、人生100年時代のライフスタイルや死生観について考える機会を提供するため、エンディングノートの配布や終活セミナーなどを開催します。

また、一人暮らしの高齢者が地域で安心して生活するため、終活情報登録事業のほか、鎌倉版のエンディングプランサポート事業を実施します。

【主な事業・取組】

- ① 終活セミナーの開催
- ② エンディングノートの配付
- ③ 終活情報登録事業
- ④ エンディングプランサポート事業*の実施
- ⑤ 終活関連情報の発信

○主要施策Ⅰ－３ 在宅生活支援サービスの充実

一人暮らし高齢者や同居家族がいても日中独居になる高齢者が増えています。また、重度の要介護状態になってもできる限り自宅で過ごしたいという希望を持つ人もいます。こういった世帯では、フォーマルなサービスとインフォーマルなサービスを組み合わせて日常生活を支援していくことが重要となります。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、高齢者と関わる民生委員から民間事業者まで様々な事業主体と協力し、生活支援を通じた見守り体制を推進するとともに、在宅生活が継続しやすくなる福祉サービスを提供します。

施策の内容	Ⅰ－３－（１） 高齢者の在宅生活の支援
-------	---------------------

Ⅰ 高齢者の在宅生活の支援

【生活福祉課・高齢者いきいき課・介護保険課・環境センター】

引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護保険サービスにはない日常生活を支援するサービスを提供します。また、在宅生活を継続しやすくなるサービスを提供します。

加えて、高齢者に関わる行政サービスの情報提供に努め、サービスのより利用しやすい環境づくりに努めます。

【主な事業・取組】

- ① 配食サービスの助成
- ② 訪問理美容サービスの助成
- ③ 紙おむつの支給
- ④ 家庭ごみの声かけふれあい収集の実施
- ⑤ 緊急通報装置の貸出
- ⑥ 救急情報シートの配布

施策の内容	Ⅰ－３－（２） ケアラー*支援の強化
-------	--------------------

Ⅰ ケアラー*への支援 【福祉総務課・高齢者いきいき課・介護保険課】

要介護高齢者をはじめとした家族をケアしている支援者（ケアラー*）は年齢を問わ

ず存在しています。ケアラーの中には家庭の事情から過度なケア負担を引き受けざるを得ない状況もあり、ケアラーへの社会的支援が必要になっています。高齢夫婦世帯など、介護負担の増加や介護者自身も健康に不安を抱いている、いわゆる老々介護や、仕事をしながら家族等の介護に従事する者(ビジネスケアラー)が離職という選択をしてしまう介護離職や、子育てと親や親族の介護を同時に担う状態となるダブルケアという問題もこれまでもありました。また、最近では、家庭内で過度なケアをせざるを得ない状況に置かれている孫世代(ヤングケアラー・若者ケアラー)の存在も指摘されています。

こうした状況を踏まえ、ケアラーへの支援の充実には、ケアラーへの支援体制の構築が欠かせません。鎌倉市ケアラー支援条例によりケアラーを包括的に支援するとともに、引き続き、ケアラーが急病になった時などに要介護高齢者が緊急にショートステイを利用できる仕組みの周知や、看護小規模多機能型居宅介護等の事業所を市が公募し、民設民営で整備を行うなど、ケアラーの負担軽減や健康維持・増進を実現するために、サービス提供体制の構築に努めます。ケアラーが働きながら介護をすることができるよう、介護休業制度の周知を図るとともに、あるべき介護サービスの提供体制について、事業者と共に検討します。

また、介護している家族をはじめとしたケアラーが介護に関する知識や技術を知ることと心身負担が減ることを目的に、各地域包括支援センター*で家族介護教室を開催しています。

【主な事業・取組】

- ① ケアラー*支援に係る施策の実施
- ② 家族介護教室の実施
- ③ 介護サービスに関する情報提供の充実
- ④ 介護休業制度の周知など、働きながら介護をするための情報提供
- ⑤ 介護サービス提供体制について事業者との協議

○主要施策Ⅰ－４ 医療と介護・福祉の連携の強化

高齢者が医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けるためには、自分の望む場所で、医療と生活を支える介護のサービスが一体的に受けられる体制の構築が必要です。

そのためには、在宅医療を担う医師の確保、医師一人にかかる負担の軽減を図るための仕組みづくり、一時的に入院が必要になった場合の入院先の確保、医療・介護関係者間での情報共有の仕組みづくり、関係者のための研修の実施等が求められます。

また、高齢者になってからではなく、誰もが医療や介護を身近なものとして捉え、自らの「生き方・逝き方」を全うできるよう、医療や介護の現状を理解し、上手に利用していくことのできる力を養うことも大切です。

地域の医療と介護の連携が進むような環境づくりに取り組んでいきます。

施策の内容	Ⅰ－４－（Ⅰ） 在宅医療と介護・福祉の連携の推進
-------	--------------------------

Ⅰ 在宅医療と介護・福祉の連携推進

【高齢者いきいき課・介護保険課】

在宅医療を担う、鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会、鎌倉市薬剤師会の協力を得ながら、医療を必要とする方が、在宅での生活を安心して継続できるような体制の構築を推進していきます。

在宅生活では、必要な介護サービスが受けられ、体調の変化があったときには、医療と介護の専門家が連絡を取り合って、その人を支えるチームを作っていくことが大切です。

このため、医療・介護それぞれの専門家の代表が、連携推進について協議する「鎌倉市在宅医療介護連携推進会議」において、意識の共有を図っていきます。

また、医療と介護の連携を強化できるよう、仕組みづくりの役割の一端を担うことを目的に設置した「在宅医療・介護連携相談センター」を中心に、医療と介護サービスを包括的かつ継続的に提供する体制の強化に努めます。

オンラインでの情報共有に向けた基盤づくりや、連携のためのルールづくり等も併せて検討していきます。

【主な事業・取組】

- ① 在宅医療介護連携推進会議の開催
- ② 在宅医療・介護連携相談センターの運営

2 かかりつけ医の役割に関する理解と体制強化

【高齢者いきいき課・介護保険課】

高齢者は複数の疾患を抱える方が多いため、生活の基礎となる健康をささえる医療の役割は重要です。気軽に相談でき、必要に応じて、専門医や専門の医療機関を紹介してもらえ、その人の考え方や価値観を理解したうえで生活を支えてくれる存在となるかかりつけ医をもつことの必要性を市民に普及啓発していきます。

また、かかりつけ医を中心とした、在宅医療と介護を支えるチームづくりを推進するため、関係者間の顔の見える関係づくり、フラットに意見を交わせる環境づくりに取り組めます。

【主な事業・取組】

- ① 市民へのかかりつけ医に関する普及啓発

3 一人ひとりが「生き方・逝き方」を考えられる環境づくり

【高齢者いきいき課・介護保険課】

高齢者を中心とした医療・介護連携チームを形成するためには、サービスを受ける当事者がどのように地域で生活したいか、具体的に表現できることも大切です。

高齢者のよろず相談を受ける地域包括支援センター*・訪問介護事業所・医療機関・入所施設など、高齢期の生活を取り巻く地域資源が協力して、ACP*（アドバンス・ケア・プランニング）の普及に努めます。

【主な事業・取組】

- ① 在宅医療・介護関係者に対する研修の実施
- ② 在宅での療養や看取り、ACP*に関する普及啓発
- ③ 在宅医療に関する相談の充実
- ④ 在宅医療・介護に関する社会資源や生活支援サービス等の情報提供
- ⑤ 在宅生活を支えていくための体制の構築



第2節

基本方針2 認知症の人を支える体制づくり

○主要施策2－1 認知症への理解の促進（重点施策）

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年(2025年)には、高齢者の5人に1人が認知症になると推計されています。そこで、令和5年(2023年)6月、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくために「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。この法律では認知症の人を含めた国民が、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会＝共生社会の実現を推進するとしています。鎌倉市においても「誰もが暮らしやすいまち、かまくら」を目指して、認知症施策に取り組んでいきます。

施策の内容	2－1－（１） 認知症やその予防も含めた知識等の普及啓発
-------	------------------------------

1 認知症に関する知識等の普及啓発

【高齢者いきいき課・介護保険課・中央図書館】

認知症には、「何もできなくなる」「何もわからなくなる」といったマイナスのイメージがまだ強くあり、早期の受診や相談をためらうことにより、症状がより進行してしまう場合があります。

そのため、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、できる範囲で支援する認知症サポーター*の養成講座をはじめとした、認知症に関する講演会等の普及啓発活動を通じて、認知症に関する正しい知識や早期診断・早期対応の大切さについての周知に努めていきます。

また、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って住み慣れた地域で暮らし続けるためには、周囲の理解が必要です。認知症の人と地域で関わることが多い、小売業、金融機関、公共交通機関等の従業員に対して、積極的に認知症サポーター養成講座を実施し、理解の促進に努め、地域で認知症の方が暮らしやすくなるための工夫を共に考える機会の提供を図ります。その他、より早い段階から、正しい知識を身に付けられるよう、市内の小・中学校の児童生徒にも認知症サポーター養成講座を実施していきます。

本人やその家族が認知症を疑い、心配になったとき、早期の相談、受診を促すための情報等を掲載した冊子である認知症ケアパス(鎌倉市認知症サポートガイド)を活用

する等して、身近な相談窓口となる地域包括支援センター*や家族会等の周知に努めていきます。

【主な事業・取組】

- ① 認知症サポーター*養成講座
- ② 認知症に関する講座の実施
- ③ 図書館に設置する「認知症にやさしい本棚」における普及啓発
- ④ 認知症ケアパス(鎌倉市認知症サポートガイド)の配布

2 認知症予防も含めた知識等の普及啓発

【高齢者いきいき課・介護保険課】

認知症予防とは「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを意味します(「認知症施策推進大綱」から)。

認知症予防に関しては、運動不足の解消、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の発症及び重症化の予防が大切と言われていることから、若い世代から健診を受け、生活習慣を見直すことの重要性を伝えていきます。また、難聴の早期発見等は認知症予防や生活の質の維持向上にも関係することから、必要に応じた医療機関受診を勧奨するとともに、市民の方が問題に気づけるよう、健診の機会等をとらえて普及啓発に努めます。

また、同様に地域の集まりや趣味の活動に参加して、人と交流することや役割を持ち続けることも予防に有効であると言われていることから、地域での活動を継続できるよう、認知症への「備え」としての取組を推進していきます。

【主な事業・取組】

- ① 生活習慣病やフレイル*等を予防するための講座(介護予防教室)
- ② 地域の活動団体への健康教育(健康づくり応援団)

施策の内容	2-1-(2) 認知症本人を中心とした支援の推進
--------------	---------------------------------

1 認知症本人への対応方法の周知 【介護保険課】

認知症の人が、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるよう、認知症の理解を促し、その対応や接し方の普及に努めます。環境を整えたり、周囲の人の適切な対応によって、症状の改善や安定した生活につながるがあります。

す。

【主な事業・取組】

- ① 認知症サポーター*（オレンジサポーター）の活動促進（オレンジカフェ*や市事業への協力等）
- ② 認知症本人への対応の周知（広報かまくら掲載、認知症対応ガイドの配布等）
- ③ 参考となる事例の情報収集

2 本人やその家族からの発信機会創出への支援 【介護保険課】

認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むために、自己の意見や考えを発信できる機会の創出として、当事者を招いた講座の開催や地域で交流できるオレンジカフェ等、周囲の人の理解が促進し、安全な地域づくりにつながっていく取り組みを推進していきます。

【主な事業・取組】

- ① 認知症サポーターステップアップ講座*の実施
- ② 各地域で開催されているオレンジカフェ*等への支援と周知

○主要施策2-2 認知症本人とその家族への支援の充実（重点施策）

認知症の当事者である本人やその家族が安心して地域で暮らしていくためには、認知症への正しい知識と理解が重要であると同時に、支えるための体制づくりを、専門職をはじめとした多様な主体と共に協力して取り組んでいく必要があります。

本市では、認知症を早期に発見し、対応する支援体制と、介護者の負担を軽減し、認知症になってもできる限り在宅で生活ができる支援体制の構築に取り組んでいきます。

施策の内容	2-2-(1) 認知症になっても地域で暮らせる支援体制の構築
-------	---

1 早期発見・早期対応に向けた支援体制の構築

【高齢者いきいき課・介護保険課】

認知症になっても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域包括支援センター*や医療機関、薬局など、関係機関との連携を強化していきます。各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員*を配置し、推進員とともに地域の認知症に関する課題を共有し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築に努めます。

認知症やその疑いがあるものの、医療や介護に結びつかず、本人や家族等が生活に困難を感じている場合には、必要に応じて、専門医と看護師、介護の専門職からなる認知症初期集中支援チーム*により、早期解決に向けて集中的に支援を行います。

なお、若年性認知症*については、介護保険サービスの利用に至るまでの期間が長く、経済面や家族の問題など抱える問題も多岐にわたっていることから、就労支援などの障害者福祉サービスや地域のインフォーマルサービス*の活用等、個々の状態に応じた適切な支援ができるよう、関係機関と連携していきます。

【主な事業・取組】

- ① 認知症地域支援推進員*の配置
- ② 相談窓口やサービス等の周知のため認知症ケアパスを広く配架
- ③ 認知症初期集中支援チーム*による支援

2 認知症バリアフリーの推進とチームオレンジ*の仕組みの構築

【高齢者いきいき課・介護保険課】

認知症になっても、住み慣れた地域で暮らし続けていくために、生活の様々な場面

での障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進していきます。

認知症になっても、今まで行っていた趣味や社会活動を続けていくことが進行の抑制に効果があると言われてしています。そこで、認知症サポーター*等が、認知症の人が安心してやりたいことを実現できるよう、それぞれの人のニーズにあった支援を行う仕組み(チームオレンジ*)の構築に努めます。

【主な事業・取組】

- ① 認知症の人が地域で気軽に参加でき、交流できる場の拡充
- ② 事業者への認知症に関する研修の機会の提供
- ③ チームオレンジ*の構築と推進

3 認知症の方と家族が安心して暮らせるための支援【高齢者いきいき課】

認知症高齢者を支える家族への負担軽減をするため、認知症高齢者等早期発見支援事業や徘徊高齢者SOSネットワークシステムの利用促進を図ることで認知症になっても在宅で暮らし続けられる支援体制づくりに取り組みます。

【主な事業・取組】

- ① 徘徊高齢者SOSネットワークシステムの利用促進
- ② ITを活用した認知症高齢者等の探索支援
- ③ 参考となる事例の情報収集

施策の内容	2-2-(2) 医療・介護従事者の認知症対応力の向上
--------------	-----------------------------------

1 認知症対応力の向上 【高齢者いきいき課・介護保険課】

神奈川県指定を受けた認知症疾患医療センター*（メンタルホスピタルかまくら山）との連携により、医療・介護従事者の認知症対応力向上の促進に努めるとともに、認知症の人に対して、それぞれの状況に応じた適切な介護サービスが提供できるよう、介護サービスの基盤整備、介護人材の確保、介護従事者の認知症対応力向上のための取組を推進していきます。

【主な事業・取組】

- ① 認知症地域支援推進会議の開催
- ② 認知症地域支援推進委員会の開催



第3節

基本方針3 生涯現役社会の構築と生きがいの推進

○主要施策3-1 生涯現役社会の構築

我が国が超高齢社会を迎える中、生涯を通じて健康で生きがいをもって暮らせる環境づくりを進め、高齢者が生涯を通じて社会に関わることで充実した人生を過ごすことができます。

本市では、「人生100年時代」を見据え、可能な限り住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けられる社会を築くために、健康で意欲のある高齢者自身が、地域社会の一員として、長年培った経験や知識を活かし、いつまでも生きがいや役割をもって暮らせる、生涯現役社会の構築を目指します。

施策の内容	3-1-(1) 高齢者雇用促進事業等を活用した就労機会の充実
-------	---

1 高齢者雇用促進事業の推進 【商工課】

本市では平成28年度(2016年度)から、知識、経験豊かな高齢者の就労を通して、高齢者の社会参加及び生きがいの機会を増やし、いつまでも地域でいきいきと暮らせる環境を作ること为目标として、生涯現役促進地域連携鎌倉協議会を中心に取り組んできました。

少子高齢化が進み生産年齢人口が減少の一途をたどっている中、高齢者が今まで培われてきた知識や経験を活かして、年代にとらわれることなく生涯現役で働き続けることができるよう、協議会を引き継ぎ、高齢者の雇用を促進するための相談窓口の設置や企業との合同就職説明会等を実施します。

また、AIを活用した就労支援システムに企業の求人情報及び個人の求職情報等を登録し、高齢者や女性の技能、体力及び時間に応じて仕事等を推奨するマッチングシステムを運用します。

【主な事業・取組】

- ① 就職支援相談、合同就職説明会の実施
- ② AIを活用した新たな就労支援

施策の内容	3-1-(2) シルバー人材センター*を活用した就労機会の充実
-------	--

Ⅰ 就労ニーズに対応した就労機会の提供 【高齢者いきいき課】

高齢者の就労は、経済的な理由だけではなく、社会参加や生きがいづくりの目的もあります。個々の事情からその就労ニーズも多様化しており、また、これまで培われてきた知識や経験もそれぞれ違います。

鎌倉市シルバー人材センター*では、高齢者が社会でいきいきと活躍するために、高齢者が新たな分野の仕事にチャレンジしたり、今まで培われてきた知識や経験を活かせる就労の機会を提供しています。市では、地域社会の担い手となり続けられる環境づくりに取り組むシルバー人材センターを引き続き支援していきます。

【主な事業・取組】

- ① シルバー人材センター*への支援

○主要施策3-2 生きがいつくりの推進

高齢期になっても充実した人生を過ごすことができるためには生きがいを持つことが重要とされています。高齢者が生きがいを持ち、元気に暮らし続けられるように老人福祉センター*をはじめとした趣味や教養を深める講座の開催や高齢者が集まれる場所など高齢者の生きがいつくりの機会や活動の場を提供していきます。

施策の内容	3-2-(1) 生涯学習の推進
-------	-----------------

1 老人福祉センター*の講座・教室の充実 【高齢者いきいき課】

高齢者がこれまで続けてきた特技を伸ばしたり、趣味や教養を深めたり、新たな分野の学習にチャレンジすることで、心が豊かになり、生きがいを持った生活を送ることができます。

老人福祉センター*はこうした学習意欲を持ち続けられるよう、楽しく学べる講座や催し物を開催しており、引き続き高齢者の生涯学習活動を支援し、各機関と協力して講座の内容を高めることも推進していきます。

【主な事業・取組】

- ① 老人福祉センター*の運営

2 高齢者の学習ニーズへの対応 【高齢者いきいき課・生涯学習課】

老人福祉センター*は、みらいふる鎌倉*(鎌倉市老人クラブ連合会)と共催で、教養講座を毎年開催しています。また、生涯学習センターにおいても、健康で生きがいを持って暮らすために様々な学習ニーズにこたえる学びの機会を作っています。

今後も文化教養を高める講座を企画し、高齢者の学習ニーズに対応するよう取り組みます。

【主な事業・取組】

- ① 講座・イベントの実施

3 図書館の資料、設備機材の充実等 【中央図書館】

身近な地域の図書館として、高齢者のニーズや必要に応じた資料の充実と学習の場を提供するとともに高齢者が利用しやすい環境を整えます。

【主な事業・取組】

- ① 大活字本、朗読CD等音声資料の充実
- ② 拡大鏡や老眼鏡、リーディングトラッカー(文章を読みやすくする定規状の読書補助具)、拡大読書器の設置
- ③ 高齢者の交流の場となるような行事等の開催

4 博物館等での文化財公開活用の充実等 【生涯学習課】

鎌倉市域の豊富な歴史的遺産や文化について、鎌倉国宝館や鎌倉歴史文化交流館における展示、ギャラリートーク及びワークショップなどの公開活用を通じて、高齢者が身近な歴史に触れ、学ぶことができる環境を今後も整えていきます。

【主な事業・取組】

- ① 学芸員による展示解説や講座等の企画
- ② 出張講座の実施

施策の内容	3－2－（２） いきいき事業の推進
--------------	--------------------------

1 高齢者活動サービスの充実 【高齢者いきいき課】

65歳以上の人の約8割が介護認定を受けていない人です。生きがいづくりや健康増進を支援することは、高齢者がいきいきといつまでも元気に暮らし続けていくことにつながります。

引き続き、高齢者の生きがいづくりや健康づくりのため、長寿を祝う敬老祝い事業、入浴助成及びデイ銭湯事業を実施します。

【主な事業・取組】

- ① 敬老祝い事業
- ② 入浴助成事業
- ③ デイ銭湯事業

○主要施策3－3 社会参加の推進と地域活動の拠点の充実（重点施策）

自らの生きがいを高めたり、健康づくりを進めるためには、ボランティア活動をはじめ様々な社会参加の機会を充実させることや、地域の身近な場所で地域の人が集う拠点の存在が重要となります。

本市では、ボランティア活動、生きがいを高めるための活動、健康づくりを進める地域の団体として期待される老人クラブや、地域で介護予防・健康づくりの活動に取り組む団体を支援します。また、多世代交流事業に取り組み、多世代との交流の機会を提供します。

施策の内容	3－3－（１） 老人クラブの充実
-------	------------------

1 老人クラブの活動への支援 【高齢者いきいき課】

老人クラブは、会員同士の交流や親睦を深めるための活動や、清掃ボランティア、サロンの開催など地域を豊かにする多種多様な社会活動を行っています。

また、一部の老人クラブでは、寝たきりの高齢者や一人暮らし高齢者を訪問し、日常生活の手助けや話し相手をすることで、孤独感を解消し、安心した生活が送れるよう支援する友愛活動を行っています。

市として、このような活動を実施している老人クラブを引き続き支援していきます。

【主な事業・取組】

- ① 老人クラブの運営に対する支援

2 新規会員の加入促進支援 【高齢者いきいき課】

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、健康・友愛・奉仕の三大活動を柱に活動しています。

鎌倉市老人クラブ連合会は、みらいふる鎌倉*を正式名称として、「老人」クラブのイメージを刷新し、会員の高齢化・減少等の課題に対し、新規会員の確保に努めています。

今後、地域での活動及び役割が期待される組織として、市も引き続き新規会員の加入促進を支援します。

【主な事業・取組】

- ① 老人クラブの加入促進に向けた広報活動の支援

3 他都市との交流の促進 【高齢者いきいき課】

みらいふる鎌倉*(鎌倉市老人クラブ連合会)では、他都市の老人クラブとの交流を活動の一つの柱としています。さらに、団体間の情報交換は、親睦や連帯感が深まり、お互いより一層活発に活動する励みとなっています。

今後も活発に他都市の老人クラブとの交流が図られるよう支援します。

【主な事業・取組】

- ① 他都市の老人クラブとの交流への支援

施策の内容	3-3-(2) 地域活動団体への支援
-------	--------------------

1 地域自主活動団体への支援 【介護保険課・市民健康課】

地域の身近な場所で介護予防・健康づくりの活動に取り組む団体に対して、活動費の助成等を行っています。会員の過半数が65歳以上であることが条件となりますが、地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備に位置付けていることから、広く地域住民を受け入れていきます。

また、フレイル*予防に特化した取り組みを行っている団体への補助金交付も行っています。

【主な事業・取組】

- ① 地域介護予防活動支援事業補助金交付事業として、活動費(会場使用料、指導者謝礼、消耗品費等)の補助
- ② フレイル*予防活動事業補助金として、活動費を補助
- ③ 健康づくり応援団として活動団体への専門職(保健師、栄養士、理学療法士、歯科衛生士等)を派遣し、健康教育を実施

2 自治会町内会等との連携 【介護保険課・市民健康課】

自治会館等を利用したサロンや通いの場は、気軽に立ち寄れる身近な場所で、楽しく過ごせる場として、閉じこもり防止や生きがいづくりに役立っており、心身の機能の低下予防を目的とした、健康体操や日常動作訓練、レクリエーション等を各団体が実施しています。今後も、自治会町内会と共に、生きがいづくりや健康づくりのための様々な活動に地域ぐるみで取り組みます。

【主な事業・取組】

- ① 健康づくり応援団として活動団体への専門職(保健師、栄養士、理学療法士、歯科衛生士等)を派遣し、健康教育を実施(再掲)

施策の内容	3-3-(3) 老人福祉センター*の充実
-------	----------------------

1 老人福祉センター*の運営 【高齢者いきいき課】

各行政区に1つずつ設置している老人福祉センター*では、高齢者の各種の相談に応じるとともに、生きがいづくりや講演等を通じて、教養の向上及びサークル活動やレクリエーションのための場を提供しています。

また、食事・健康講座や体操教室の開催など、介護予防・フレイル*予防に向けた取組を進めています。

さらに、地域の活動拠点として地域特性や地元ニーズに応えることを心掛け、高齢者の生きがいや憩いの場、健康づくりの場としての役割を果たすことで、社会参加の促進につながる取り組みを進めていきます。

【主な事業・取組】

- ① 老人福祉センター*の運営

2 サークル活動の地域展開 【高齢者いきいき課】

老人福祉センター*では、講座や教室等が起点となり、より内容を深めたり、趣味が合うもの同士が集まり、サークル活動に発展することもあります。

このサークル活動が持続的かつ自主的な活動になり、地域の活動へと展開するよう、老人福祉センターでのサークル活動促進に引き続き取り組みます。

【主な事業・取組】

- ① 老人福祉センター*でのサークル活動の促進

3 センター利用者の新規開拓 【高齢者いきいき課】

老人福祉センター*では、施設の利用に関するアンケートを実施しながら、満足のいく利用に取り組んでいます。一方、新規の利用者を開拓するため、新たな講座等の企画や、内容の充実を図り、多くの高齢者が訪れたい場所となることを目指します。

【主な事業・取組】

- ① 施設の利用に関するアンケートの実施

施策の内容	3-3-(4) 多世代交流の促進
-------	------------------

I 多世代交流事業の推進 【高齢者いきいき課】

子どもから高齢者まで様々な世代の人々が集まり、ともに活動したり話をしたりすることで交流を深める多世代交流は、高齢者の社会参加を促し、生きがいを高めるとともに、子どもたちの視野を広げ、地域や社会に対する関心・理解を深める役割を果たしています。

老人福祉センター*では、多世代交流事業を実施し、昔あそびの伝承や陶芸・囲碁教室など子どもたちも参加できる催し物を開催しています。また、各センターのフェスティバルでは、年齢に関係なく、地域住民が参加できるようにしており、積極的に多世代交流を図っています。また、老人クラブでも、市内の幼稚園へ農作物を提供するなどの交流の取組を進めています。

世代を超えた交流を図ることにより、長寿社会への理解と認識を深めるため、引き続き交流機会の充実を図ります。

【主な事業・取組】

- ① 老人福祉センター*での多世代交流事業の実施
- ② 市内の幼稚園との交流機会の創出
- ③ 学生団体との協働事業の実施

施策の内容	3-3-(5) 外出支援サービスの充実
-------	---------------------

I 外出支援サービスの充実 【高齢者いきいき課】

高齢者の外出支援として、65歳以上のすべての高齢者に配布している福寿手帳・福寿カードを活用し、協賛店舗や施設で割引等の優待を受けられる福寿優待サービス事業を実施しています。よりサービスを活用してもらうため、協賛店舗等が掲載されたマップを新たに作成し、配布を行っています。また、運転免許証を自主返納した後の外出を促進するため、65歳以上の高齢者に対して、タクシーの利用料金やバスの高齢者向け乗車証の購入費に使える助成券を交付しています。

さらに、老人福祉センター*の送迎車両を活用し、寺社巡りなどの外出支援プログラムを実施しています。

引き続き高齢者の外出を促進するため、外出機会の創出や生きがい・健康づくりの観点を重視した外出支援サービスの充実を図ります。

【主な事業・取組】

- ① 運転免許証自主返納者等支援事業
- ② 福寿優待サービス事業
- ③ 高齢者外出促進マップの配布
- ④ 老人福祉センター*の送迎車両の活用
- ⑤ 参考となる事例の情報収集

第4節



基本方針4 住みなれた地域で生活するための環境の整備

○主要施策4-1 安心して暮らせる生活環境の確保

自宅での生活が困難になった高齢者が安心して暮らすためには、住宅の安全性や機能性のほか、見守り等の体制が整っている住環境が重要です。自宅での生活が困難になっても、高齢者向けの住宅への住み替え等を通じて、高齢者が安心していきいきと暮らせる住生活の実現を推進しています。

また、近年高齢者を狙った特殊詐欺をはじめとした犯罪も頻発していることから、消費者被害の未然防止や犯罪防止のため、講座や情報媒体を通じた情報提供や関係機関とのネットワークづくりを行い、高齢者が安心して生活できる環境を整備します。

施策の内容	4-1-(1) 高齢者向け住宅の整備
-------	--------------------

1 ライフステージに応じた住生活の実現及び高齢者等の居住の安定確保

【都市整備総務課】

高齢者の最適な住まい方はライフステージによって変わっていきます。高齢者が安全安心で快適な住生活を営むことができ、高齢者のニーズに沿った適切な住宅が確保できるよう相談窓口の設置や相談会を実施します。

また、高齢者の居住の安定を確保していくため、市営住宅等の公的賃貸住宅のほか、高齢者向けの民間賃貸住宅等を活用し、住宅セーフティネット*機能を強化します。

【主な事業・取組】

- ① 居住支援協議会による総合的な住宅相談窓口の設置
- ② 住まい探し相談会の開催
- ③ サービス付き高齢者向け住宅*の情報誌の配布
- ④ 高齢者の居住安定のための総合的な施策の推進
- ⑤ 不動産関係団体と連携した住宅セーフティネット*の整備
- ⑥ 市営住宅の高齢者向け住宅の確保

施策の内容	4-1-(2) 介護保険関連施設等の整備と情報提供
-------	---------------------------

1 介護保険施設等の整備 【介護保険課】

住み慣れた地域や家で可能な限り生活できるよう地域包括ケアシステム*の深化・推進を図っているところですが、在宅での生活が困難な高齢者を支える入所施設として、介護保険施設等の一定の整備を行っていく必要があります。

今後もグループホーム等地域密着型サービス*施設を計画的に整備(市が公募し、民設民営)していきます。

【主な事業・取組】

- ① 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の公募
- ② 介護専用型以外の特定施設(介護付有料老人ホームを含む)の公募

2 施設サービス等の情報提供 【介護保険課】

心身の状況を含めどのような生活を送っていきたいかなど、自分のライフスタイルにあった適切な施設を利用できるよう施設の情報提供に取り組めます。

【主な事業・取組】

- ① ホームページでの施設等の特徴についての情報提供

施策の内容	4-1-(3) 消費生活相談の充実
-------	-------------------

1 消費者被害の防止 【地域共生課】

消費者被害を未然に防止するため、消費者トラブルの実例等を紹介する出前講座等の実施や、リーフレットの配布など積極的な啓発活動を行います。

また、消費者の苦情相談に対し、助言、あっせんなどを通じ、被害の救済を図ります。

【主な事業・取組】

- ① 出前講座等の実施
- ② リーフレットの配布
- ③ 消費生活センターの運営

2 関係機関との連携 【高齢者いきいき課】

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、相談できる家族が身近にいないことから、消費者被害にあったり、振込め詐欺などの事件に巻き込まれたりする高齢者が増加しています。民生委員や地域包括支援センター*、消費生活センター、警察と協力し、高齢者被害の防止に向けて取り組みます。

【主な事業・取組】

- ① 地域包括支援センター*や消費生活センターとの連携
- ② 老人福祉センター*、老人クラブの活動の場における出前教室等の実施

施策の内容	4-1-(4) 防犯情報等の提供
-------	------------------

1 防犯情報の提供 【地域のつながり課】

警察と連携し、広報かまくらや防犯・安全情報メールなどにより、防犯情報を提供します。

【主な事業・取組】

- ① 広報かまくら、安全安心まちづくり推進ニュースなどの紙媒体による情報提供
- ② 防災・安全情報メール、市ホームページなどの電子媒体による情報提供
- ③ ロビーモニター、電光掲示板による情報提供(来庁者向け)
- ④ 防災行政用無線による注意喚起放送

2 防犯講話の実施 【地域のつながり課】

安全安心まちづくり推進アドバイザーが警察や関係機関等と連携し、老人福祉センター*や自治会町内会の公会堂等において、防犯講話を実施します。

【主な事業・取組】

- ① 防犯講話の実施

3 防犯機能を有する電話機等の購入費補助 【地域のつながり課】

70歳以上の高齢者が特殊詐欺被害の防止機能を有する電話機等を購入する場合には、その費用の一部を補助します。

【主な事業・取組】

- ① 特殊詐欺被害防止電話機等の購入費補助

○主要施策4-2 高齢者にやさしいまちづくりの推進

住み慣れた地域で長く生活を送るためには、自然、道路や建物、屋外スペースの環境や安全など、さまざまな外的環境からの影響を受けます。

高齢者をはじめとしたすべての人が、心身共に健やかで安全に生活できるよう、道路や建物などのバリアフリー環境を整備するとともに、道路の安全を確保し、交通事故等の心配がない環境づくりに取り組みます。

また、ハード面だけでなく、高齢者が快適に過ごすことができるよう高齢者の日常生活を支援する様々な情報提供の整備も進めます。

さらに、地域住民が顔の見える関係性をつくりながら、地域の課題を地域住民が主体となって解決する地域づくりを目指します。

施策の内容	4-2-(1) 買い物支援サービス等の情報提供
-------	-------------------------

Ⅰ 買い物支援サービス等の情報提供 【高齢者いきいき課・介護保険課】

近年、商店街の衰退や店舗の閉店や高齢化により足腰が弱くなり外出が困難になるなど、食料品等の日常の買い物が困難な状況になる人、いわゆる買い物弱者が増えていきます。

高齢者の買い物が困難にならないよう、店舗による食料品等の配送サービス情報の提供を行っていきます。

【主な事業・取組】

- ① シニアガイド等による買い物情報の提供

施策の内容	4-2-(2) 移動手段の確保
-------	-----------------

Ⅰ 安全で快適に移動できる交通環境の整備 【都市計画課】

人と環境にやさしい交通環境の向上を図り、高齢者が安心して歩け、安全で快適に移動できる交通環境の整備を図ります。

【主な事業・取組】

- ① 鎌倉の将来の活力を創造する交通環境の整備
- ② 古都鎌倉の歴史性を生かした交通需要管理施策の推進

2 NPO法人や社会福祉法人が実施する送迎サービスへの協力 【高齢者いきいき課】

公共交通機関を利用して移動することが困難な要支援・要介護の認定を受けている人等を対象に、通院・通所・買い物などの送迎を有償で行う送迎サービスとして、NPO法人等が主体となって実施する福祉有償運送事業があります。市では、実施主体の事業実施に伴う手続きを支援するとともに、事業の周知を行います。

また、社会福祉法人が運営する施設の送迎車両を活用し、地域住民の買い物等の移動の足を確保する地域貢献送迎バスモデル事業を推進し、外出しやすい環境づくりに努めます。

【主な事業・取組】

- ① 福祉有償運送の実施主体への協力
- ② 地域貢献送迎バスモデル事業

施策の内容	4-2-(3) 地域主体のまちづくりの推進
--------------	------------------------------

1 支所を中心とした地域づくり推進の体制構築 【地域のつながり課】

支所を中心とした、地域住民が発意する課題解決や困りごとに対する相談を受けけるための窓口対応を目指し、適切な機関や地域で活動される様々な方々につなぎ伴走支援を行うことで、地域主体のまちづくりを推進していきます。

また、これまで取り組んできた、地域づくりに関する先進的事例に関して、市内の他地域にも波及させるため、地域づくりに取り組もうとする地域や自治会町内会等に対して、積極的に紹介、情報提供していきます。

【主な事業・取組】

- ① 地域づくりの推進

2 産官学民連携による鎌倉リビングラボの推進 【政策創造課】

本市では、住民が主役となり、「共に考え、共に創る活動」を通じて、地域住民が地域課題について自ら考え、持続可能な地域にする「エリアマネジメント」の取組に資するまちづくりの一環として、産官学民連携による鎌倉リビングラボを推進しています。

鎌倉リビングラボでは、特に高齢化が進む今泉台地区や玉縄台地区を先進地域のモデル地区として、世界が迎える長寿社会のニーズにかなう暮らしを豊かにするためのモノやサービス、まちの仕組みを、住民が主役となって生み出し、そこから新しい価値を

創出する活動を実施しています。

今後も引き続き、産官学民の連携のもと、様々なテーマを設定し、新たな企業や団体、住民の参加を募りつつ、活動を推進していく予定です。このような長寿社会のニーズを踏まえた産官学民の連携による住民中心の社会的価値を創出する活動の過程で、高齢者の社会参画の促進や地域コミュニティの活性化に寄与できるよう取り組みを進めていきます。

【主な事業・取組】

① 鎌倉リビングラボの推進

施策の内容	4-2-(4) バリアフリー化の推進
-------	--------------------

I バリアフリー化の推進 【公的不動産活用課・観光課・障害福祉課 市街地整備課・都市計画課・道路課・生涯学習課 中央図書館】

高齢者をはじめとしたすべての人が、心身共に健やかで安全に生活できるよう、道路や建物、施設設備などのバリアフリー環境を整備します。

【主な事業・取組】

- ① 公衆トイレのユニバーサルデザイン化の推進
- ② 駅及び駅周辺における重点地区のバリアフリー化の推進
- ③ 歩道段差切り下げ事業の推進
- ④ 読書バリアフリーの取組の推進
- ⑤ 情報バリアフリー機器の設置
- ⑥ 博物館の施設内のバリアフリー化の推進
- ⑦ 鎌倉市ユニバーサルデザインタクシー導入の促進協議会の運営

○主要施策4-3 災害・感染症対策に係る体制の整備

大規模な地震が発生した場合には、津波の被害も想定されます。本市では、災害時避難行動要支援者名簿を毎年確認し、災害時の的確な避難行動に備えています。

また、私たちの生活に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス等の大規模な感染症が発生した場合にも、要支援・要介護者の生活を支える介護サービスの提供を継続していくための体制づくりを行います。

施策の内容	4-3-(1) 災害時に備えた支援体制の充実
-------	------------------------

Ⅰ 地域防災計画との連携 【総合防災課・福祉総務課・介護保険課】

災害が発生した際に、高齢者が安全かつ速やかに避難できるよう、地域防災計画を所管する防災部門と福祉部門が連携していきます。

また、災害時には各種事業者が連携できる体制づくりを支援するとともに、事業所が策定した業務継続計画(BCP)により、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、事業所への支援を行います。

【主な事業・取組】

- ① 避難行動要支援者名簿の更新と関係機関への名簿の提供
- ② 福祉関係者や地域の関係機関との会議の開催
- ③ 福祉避難所の設置・運営訓練の実施
- ④ 避難行動要支援者の避難支援にかかる関係機関との連携体制の整備
- ⑤ 個別避難計画作成に向けての検討

施策の内容	4-3-(2) 感染症対策の体制整備
-------	--------------------

Ⅰ 介護事業所の支援 【介護保険課】

国及び神奈川県と連携し、事業所運営に係る情報の提供、感染症が発生した事業所への支援を行います。また、滞りなく代替サービスが提供できるよう、事業所との連携を図ります。

また、災害時には各種事業者が連携できる体制づくりを支援するとともに、事業所が策定した業務継続計画(BCP)により、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、事業所への支援を行います。

【主な事業・取組】

- ① 介護事業所への感染症対策の周知



第5節

基本方針5 健康づくりと介護予防の推進

○主要施策5－1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

75歳以上の高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、健診や医療のデータを活用し、疾病予防、重症化予防のための保健事業と、生活機能改善のための介護予防事業を一体的に実施していくこととしています。

また、75歳以上の方の健診・医療・介護等のデータの分析を行い、そこから導き出された課題に基づき、重症化予防のための取組が必要な方には栄養指導や受診勧奨等の働きかけを行う、通いの場で生活習慣病予防と重症化予防に関する知識の普及啓発を行う等、保健事業の充実をはかり、保健事業と介護予防の一体的実施の取組を進めていきます。

施策の内容	5－1－（1） 健康診査受診等による疾病予防と早期発見の取組
--------------	---

1 健康診査受診等による疾病予防 【市民健康課・保険年金課】

介護が必要になった主な原因の1位が認知症（24.3％）、2位が脳血管疾患（19.2％）（令和元年国民生活基礎調査）となっています。また、高血圧や糖尿病等の生活習慣病が認知症発症のリスクを高めるとも言われていることから、生活習慣病の予防は要介護状態になることを予防するためにも重要となっています。そこで、40歳～74歳の国民健康保険被保険者にはメタボリックシンドロームに着目した鎌倉市国保特定健康診査・特定保健指導を、75歳以上の人に対しては後期高齢者健康診査を実施し、疾病の早期発見、早期治療につなげます。

また、各種がん検診、歯周病検診を実施し、疾病の早期発見、早期治療に結びつけることにより、健康の維持・増進を図ります。受診した医療機関には、必要に応じて、地域包括支援センター*や介護予防教室の紹介を依頼し、その人の状況に合わせた継続支援につながるよう連携をしていきます。

【主な事業・取組】

- ① 鎌倉市国保特定健康診査の実施
- ② 鎌倉市国保特定健康診査未受診者への受診勧奨の実施
- ③ 後期高齢者健康診査の実施
- ④ 各種がん検診等の実施

⑤ 歯周病検診の実施

施策の内容	5-1-(2) 生活習慣病予防・重症化予防の取組
-------	--------------------------

1 生活習慣病予防（ポピュレーションアプローチ*）の取組

【介護保険課・市民健康課・保険年金課】

健康診査の実施のほか、健康状態の保持増進のため、壮年期からの生活習慣病予防に取り組み、健康寿命の延伸及びQOL（生活の質）の維持・向上を目指します。

【主な事業・取組】

- ① 鎌倉市国保特定健康診査受診者への健康づくりアドバイスシートの送付
- ② 特定保健指導（情報提供）の実施
- ③ 生活習慣病やフレイル*予防のための健康教育・健康相談の実施
- ④ 自身の健康状態の見える化（健康チェック）のための未病センターかまぐらの運営
- ⑤ 健康づくりに関するポイント事業の実施
- ⑥ 運動を主として地域で活動する団体やフレイル予防に取り組む団体に対する活動費の補助
- ⑦ 高齢者の通いの場等においてチェック票を活用したフレイル状態の把握

2 重症化予防（ハイリスクアプローチ*）の取組 【市民健康課・保険年金課】

健康寿命の延伸及びQOL（生活の質）の維持・向上のため、生活習慣等の重症化予防に取り組めます。

【主な事業・取組】

- ① 鎌倉市国保特定保健指導（動機づけ支援・積極的支援）の実施
- ② 糖尿病患者のうち、継続した栄養指導等を受けていない人へのアプローチ事業（糖尿病重症化予防事業・糖尿病性腎症重症化予防事業等）
- ③ 高齢者の質問票や栄養チェックリスト等から低栄養状態が疑われる人への継続面談

○主要施策 5-2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

施策の内容	5-2-(1) 介護予防・生活支援サービス事業*の推進
-------	-----------------------------

Ⅰ 介護予防・生活支援サービス事業*の推進 【介護保険課】

介護予防・日常生活支援総合事業とは、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を送るために、市が中心となって地域の支え合いの体制づくりを進める事業です。

要支援者又は基本チェックリスト*により支援が必要と判定された人に対して、介護予防・生活支援サービス事業*を実施します。

事業者がサービス提供を行う訪問介護・通所介護(訪問型サービスO・通所型サービスO)に加え、ヘルパー資格を持たない人が生活援助サービスを提供できる訪問型サービスAを行います。

そのほか、高齢化等による介護人材不足を補うため、NPO*、ボランティア又はコミュニティなどが担い手となって高齢者を支援する、訪問型サービスB及び通所型サービスB(住民主体による支援)については、生活支援コーディネーター*が中心となって地域でサービス及び社会参加活動の担い手を創出し、提供体制を推進します。

【サービスの種類】

- ① 訪問型サービスO
- ② 通所型サービスO
- ③ 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ④ 訪問型サービスB(住民主体による支援)
- ⑤ 通所型サービスB(住民主体による支援)
- ⑥ その他の生活支援サービス
- ⑦ 介護予防ケアマネジメント

施策の内容	5-2-(2) フレイル*予防を含む一般介護予防事業*の推進
-------	-----------------------------------

Ⅰ フレイル*予防を含む一般介護予防事業*の推進

【高齢者いきいき課・介護保険課】

加齢にともない、気力や体力が低下し、要介護状態になる可能性の高い「虚弱」な状

態を「フレイル*」と言います。高齢者の多くは健康な状態から、フレイルの状態を経て、要介護状態に陥るとされていますが、フレイルの状態になっても、早期に気づき、対処することで健康な状態に戻ることができるため、予防の取組がより重要とされています。

フレイル予防には、運動機能や口腔機能の低下、低栄養の予防に関する取組の他、生きがいを持つことや、人や地域との交流や様々な活動への参加、役割を担うことも重要です。今後は、「心身機能」の維持向上だけではなく、「活動」や「参加」の要素も加味したフレイル予防の取組の必要性について、普及啓発に努めていくとともに、みらいふる鎌倉*（鎌倉市老人クラブ連合会）やNPO*、ボランティア団体等と連携して、趣味等のサークル活動等を通じた地域との交流やこれまでの経験等を生かしたボランティア活動等、社会参加を促す取組にも努めていきます。

また、自治会町内会等の地域の団体に、保健師や管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士等の専門職を派遣する等、健康づくり・介護予防、フレイル予防の知識の普及啓発を図るとともに、身近なところで、年齢や心身の状況等によって、わけ隔てられることなく、参加することができる通いの場の活動を支援し、さらに通いの場の拡充を推進していきます。

その他、後期高齢者健康診査でのチェックも活用しながら、関係機関との連携やオンラインの利用等、先進事例の情報収集に努め、様々な技術を活用してフレイル予防の取組を進めていきます。

【主な事業・取組】

- ① 本人や家族からだけではなく、医療機関、民生委員等の地域住民、地域包括支援センター*等からの情報収集（介護予防把握事業）
- ② フレイル*予防や健康づくりに関する情報発信（介護予防普及啓発事業）
- ③ 通いの場の活動支援（周知等）
- ④ フレイル予防について総論を始め、各論を取り入れた多様な健康講座を実施
- ⑤ 自身の体力を把握し、維持・改善に取り組めるよう体力測定会を実施
- ⑥ フレイル予防のため、継続した運動習慣を獲得できるよう、介護予防教室、運動施設利用補助金交付を実施



第6節

基本方針6 介護保険サービスの適切な提供体制の充実

○主要施策6-1 介護保険給付等サービスの充実

介護保険サービスは、要介護又は要支援の認定を受けた人が、あらかじめ介護上の計画を立てた上で事業者から提供されます。在宅の場合は介護給付(居宅)サービスや介護予防サービス、施設入所の場合は施設サービスが提供されます。

要介護認定等を持った高齢者が自宅等で安心して生活できるようにするためには、その生活を支える介護保険給付サービスは重要な役割を担っています。

本市では、多様化する利用者ニーズに対応した介護保険サービスが提供されるために、介護保険給付サービスの充実を図ります。

施策の内容	6-1-(1) 介護(予防)サービスの充実
-------	-----------------------

1 介護給付(居宅)サービス 【介護保険課】

要介護1～5までの認定を受けた人が在宅で利用できるサービスで、心身機能が低下していても、住み慣れた地域で生活できるよう、介護給付サービスを充実します。

【主なサービスの種類】

- ① 居宅介護支援
- ② 訪問介護
- ③ 訪問入浴介護
- ④ 訪問看護
- ⑤ 訪問リハビリテーション
- ⑥ 居宅療養管理指導
- ⑦ 通所介護
- ⑧ 通所リハビリテーション
- ⑨ 短期入所生活介護
- ⑩ 短期入所療養介護
- ⑪ 特定施設入居者生活介護
- ⑫ 福祉用具貸与

2 介護予防サービス 【介護保険課】

要支援1、2の認定を受けた人が在宅で利用できるサービスで、できる限り要介護状態にならずに自立した生活が送れるように支援します。

【主なサービスの種類】

- ① 介護予防支援
- ② 介護予防訪問入浴介護
- ③ 介護予防訪問看護
- ④ 介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 介護予防居宅療養管理指導
- ⑥ 介護予防通所リハビリテーション
- ⑦ 介護予防短期入所生活介護
- ⑧ 介護予防短期入所療養介護
- ⑨ 介護予防特定施設入居者生活介護
- ⑩ 介護予防福祉用具貸与

3 施設サービス 【介護保険課】

要介護の認定を受けた人が利用できるサービスで、施設に入所し、日常生活上の援助や機能訓練などを行います。

【主なサービス提供施設】

- ① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ② 介護老人保健施設
- ③ 介護医療院

4 その他の介護保険サービス 【介護保険課】

要介護又は要支援の認定を受けた人が在宅で利用できるサービスで、福祉用具の購入や住宅改修に対して保険給付します。

【主な事業・取組】

- ① 特定福祉用具購入費の支給
- ② 特定介護予防福祉用具購入費の支給
- ③ 住宅改修費の支給

④ 介護予防住宅改修費の支給

5 低所得者対策の推進 【介護保険課】

災害等で被災したり、生活困窮などの事情により、介護保険料の納付が難しい人に対して一定の基準のもと保険料を減免しており、引き続き取り組んでいきます。

また、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度について、市内の未実施法人に対して、この制度の趣旨を周知し、軽減制度が実施されるよう取り組みます。

【主な事業・取組】

- ① 保険料の減免制度
- ② 社会福祉法人等への利用者負担軽減制度の周知

施策の内容	6－1－（2） 地域密着型サービス*の充実
--------------	------------------------------

Ⅰ 地域密着型サービス* 【介護保険課】

要介護又は要支援の認定を受けた人が住み慣れた地域で介護サービスを受けられるよう、地域密着型サービス*を整備・充実します。

【サービスの種類】

- ① 認知症対応型通所介護
- ② 小規模多機能型居宅介護
- ③ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ④ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑥ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
- ⑦ 介護予防認知症対応型通所介護
- ⑧ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑨ 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ⑩ 地域密着型通所介護

施策の内容	6-1-(3) 共生型サービス導入の推進
-------	----------------------

Ⅰ 共生型サービス 【障害福祉課・介護保険課】

高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険制度と障害福祉制度に、共生型サービスが位置づけられています。共生型サービスの利用により、65歳を超える障害者は慣れ親しんだ事業所を引き続き利用することができ、高齢者も幅広い交流が可能となります。高齢者と障害者のニーズを把握するとともに、サービスの周知・充実に努めます。

【主な事業・取組】

- ① 共生型サービスのホームページ等での周知
- ② 共生型地域密着型サービス事業者の指定に向けた支援

○主要施策6-2 介護保険制度の適切な運営の確保

利用者一人ひとりに対応したきめ細かい対応をするためには、介護サービス事業者が質の良いサービスを提供することが求められます。

本市では、保険者として事業者に向けて研修や指導を行っていくことにより介護サービスの質を確保していきます。加えて、介護従事者の人材確保・定着の観点から、ヘルパーの養成や介護職員初任者研修や実務者研修の受講にかかる費用の一部を助成するなど介護人材の養成、支援を行います。

また、介護保険制度の持続可能性を高めるため、介護給付の適正化に取り組んでいきます。

施策の内容	6-2-(1) 介護保険サービスの質の確保と人材養成
-------	----------------------------

1 事業者に対する研修や指導 【介護保険課】

介護保険制度が適切に運営されるよう、事業者に対する研修や指導を行います。また、介護事業の最新情報や動向について事業者に発信を行います。

【主な事業・取組】

- ① 市が主催する介護保険事業者研修会の開催
- ② ホームページを活用した情報提供
- ③ 制度や運用上の解釈に関する助言
- ④ 介護サービス事業者の集団指導及び実地指導の強化

2 利用者本位のサービスの提供 【介護保険課】

サービス内容や経営状況などに関する事業者の情報について、外部評価の実施を通して情報提供し、サービス利用者が自らの判断で事業者を選択できる環境を整えます。

介護相談員が施設を訪問し、利用者の声を聴き取ることによって、施設において利用者本位の生活が送れることを目指します。

ケアマネジャー*に代わって、本人や家族がケアプランを作成するケースについて、必要書類や手続に関する手引きを配付するなど、支援を行っていきます。

【主な事業・取組】

- ① 地域密着型サービス*事業所の外部評価の実施確認

- ② 介護相談員派遣事業の実施
- ③ セルフケアプラン作成に係る支援の実施

3 介護人材確保・定着の推進 【介護保険課】

介護を受ける高齢者の増加が見込まれる一方で、介護職の高齢化や生産年齢人口が急減することが見込まれる中、介護人材の不足が問題となっています。

介護の担い手を増やす取組を推進するとともに、有資格者ではない人でも、居宅を訪問して生活援助サービスが提供できるよう、ヘルパーの養成を行います。

介護職員が安心して働ける環境を整備するため、介護現場におけるハラスメント対策を行います。

「介護職員」が学生や生徒の就職の選択肢の一つとなるよう、介護事業所における学生や生徒の職場体験やインターンシップの受入れ体制を働きかけていきます。

【主な事業・取組】

- ① カスタマーハラスメント防止のための研修を実施
- ② 学生の職場体験等の受入れ体制の働きかけ

4 介護職員の専門性向上の推進 【介護保険課】

市内の介護職員の現状を把握し、専門性の向上を図ります。

介護職員初任者研修や実務者研修の受講にかかる費用の一部を助成することにより、専門性の向上及びキャリアアップの方策の充実を目指します。

介護職を目指す方が市内で研修を受講できるよう、市内介護事業所が介護職員初任者研修や実務者研修を開催する場合は、その費用を補助します。

【主な事業・取組】

- ① 介護職員初任者研修、実務者研修の受講にかかる費用の助成
- ② 市内の介護事業所が介護職員初任者研修、実務者研修の開催にかかる費用の補助
- ③ 職員研修・更新研修(介護支援専門員)・事例研究会などの開催に関する情報提供
- ④ 介護従事者のキャリアアップやヘルパー養成講座の情報提供

5 介護現場の生産性向上の取組の推進 【介護保険課】

限られた人員で質の高い介護サービスを提供する体制づくりを推進します。

介護生産性向上に資する様々な支援を総合的に取り扱い、適切な支援につなぐ取組みとの連携を行います。

介護事業所の事務負担を軽減するため、指定申請や加算などに係る各種文書量の軽減、簡素化に取り組むとともに、介護ロボットやICT機器の導入に向けた支援を行います。

【主な事業・取組】

- ① 電子申請・届出システムの早期導入
- ② 介護ロボットやICT機器の導入に向けた支援補助金の周知

施策の内容	6-2-(2) 介護給付適正化の推進
--------------	---------------------------

1 事業者による適切なサービスの提供 【介護保険課】

介護保険制度を適正に運営していくために、介護給付の適正化の取組を効果的かつ効率的に推進します。

【主な事業・取組】

- ① 主要介護給付等費用適正化事業(主要3事業)の実施
 - ア 要介護認定の適正化(認定調査状況チェック)

認定調査の適正化・均一化を図ることを目的として、認定調査員に対する研修を年1回以上開催
 - イ ケアプランの点検

市内の居宅介護支援事業所又は介護保険施設等が作成するケアプランについて、点検を実施(年間36件以上を目標)
 - ウ 医療情報・縦覧点検との突合

介護請求に関して複数月にわたる算定回数の確認(縦覧点検)、及び介護保険と医療保険の重複請求の確認(医療情報との突合)について、神奈川県国民健康保険団体連合会に委託することにより実施
- ② 事業者指導の実施
- ③ 事業者向け研修会の開催

第7節

計画推進のための主な指標

NO.	基本方針	評価指標の項目	現状値 (時点)	目標値	単位	出典
1	いつまでも安心して暮らせる地域づくり	65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない人の地域包括支援センターの認知度	58.9 (R5.1)	65	%	高齢者保健福祉に関するアンケート調査
2		高齢者生活支援サポートセンター事業のサポーターの登録数	160 (R5.3)	180	人	鎌倉市調べ
3	認知症の人を支える体制づくり	認知症サポーター養成講座の参加者数	年間1,475 累計 18,875 (R5.3)	25,000	人 (累計延べ 人数)	鎌倉市調べ
4		認知症に関する相談窓口の認知度	28.3 (R5.1)	40	%	高齢者保健福祉に関するアンケート調査
5	生涯現役社会の構築と生きがいづくりの推進	高齢者雇用促進事業の就業者数 (そのうちの60歳以上の人数)	43 (R5.3)	60	人	鎌倉市調べ
6		社会参加活動 (何らかの活動に月に1回以上参加)	58.0 (R5.1)	65	%	高齢者保健福祉に関するアンケート調査
7		外出頻度(週2日以上外出割合)	83.2 (R5.1)	85%程度 を維持	%	高齢者保健福祉に関するアンケート調査
8	住みなれた地域で生活するための環境の整備	日常生活で不安や不自由を感じない割合 (まったく思わない、そう思わない)	-	60	%	高齢者保健福祉に関するアンケート調査 (次回より設定)
9	健康づくりと介護予防の推進	主観的健康感 (とてもよい・まあよい)	82.6 (R5.1)	80%程度 を維持	%	高齢者保健福祉に関するアンケート調査
10		地域介護予防活動支援事業補助金の交付団体への参加者数	33,771 (R5.3)	45,000	人 (年間延べ 人数)	鎌倉市調べ
11	介護保険サービスの適切な提供体制の充実	利用している介護事業所の介護保険サービス内容の満足度	81.1 (R5.1)	80%程度 を維持	%	在宅介護実態調査
12		居宅介護支援事業所等が作成したケアプランの点検数	36 (R5.3)	36	件/年	鎌倉市調べ
13	全体計画の指標	主観的幸福感 (幸せ・とても幸せの割合)	67.6 (R5.1)	70	%	高齢者保健福祉に関するアンケート調査
14		要支援・要介護認定を初めて受ける平均年齢	82.2 (R3.11)	82.4	歳	地域包括ケア「見える化」システム

第5章 介護保険制度の状況

Ⅰ サービス基盤整備のために

○ 介護保険施設の整備量の目標

令和5度(2023年度)までの整備状況や事業者の整備意向、入所待機者数などを参考に整備量を見込み、利用定員総数(床数)の目標を定めました。

● 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

第8期計画期間中の令和3年度(2021年度)に1施設を整備し、市内は11施設となりました。

令和5年(2023年)4月時点の入所希望者数354人(要介護1・2の方を含む)に対し、追跡調査を行ったところ、5か月後には、約8割の方が介護老人福祉施設やその他の施設へ入所されたことが分かりました。

施設での聞き取り調査からは、優先度が高い入所希望者は比較的早い時期に入所されていること、その他の入所希望者は、病院に入院中など医療的処置の必要な方、他の施設に入所しているので今は入所を希望しない方であるなど、高齢者の住まいの選択肢が多様化している状況が伺えました。

このことから、本計画期間中においては、空床を効率的に稼働させることや既存施設増床など既存の施設の活用を行うことを重点にすすめていきます。なお、介護老人福祉施設に併設された短期入所生活介護(ショートステイ)の本入所への転換については、短期入所生活介護の稼働率等を鑑みたくえて、本計画の目標に関わらず整備可能とします。

(単位:か所、人)

	令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
延施設数及び利用定員総数	11	898	11	907	11	907	11	907

● 介護老人保健施設

現状の稼働実績や給付実績から充足していると判断し、新規整備は見込みません。

(単位:か所、人)

	令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
延施設数及び利用定員総数	5	460	5	460	5	460	5	460

● 介護医療院

本市には介護医療院が現在ないことから、整備の可能性があれば、積極的に働きかけていきます。なお、病院の療養病床からの転換、新規整備等、多様な方法が考えられるため、目標を設定しての整備ではなく個別に対応することとします。

(単位:か所、人)

	令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
延施設数及び利用定員総数	0	0	-	-	-	-	-	-

- : 個別対応とします。

● 介護専用型以外の特定施設(有料老人ホームを含む)

令和5年(2023年)11月時点の調査においては、施設稼働率は92%となっていますが、介護ニーズの多様化が予想されることから、本計画期間中に既存施設の増床及び1施設の新規整備を見込みます。

(単位:か所、人)

	令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
延施設数及び利用定員総数	14 (15)	713 (813)	15	813	15	813	16	913

※ ()内は第8期高齢者保健福祉計画の整備で確定している施設数及び定員総数となります。

○ 地域密着型サービス*の整備量の目標

令和5年度(2023年度)までの整備状況や事業者の整備意向、サービス提供量などを参考に整備量を見込みました。表中の数値は、延事業所数又は利用定員総数(床数)です。

● 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

サービス提供の見込み量も増加傾向にあり、令和7年(2025年)には、高齢者の5人に1人が認知症になると推測され、今後需要が高まることが予想されることから、本計画期間中に1事業所の新規整備を見込みます。

(単位:か所、人)

	地 域	令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
		事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員	事業所	定員
延事業 所数及 び利用 定員総 数	鎌倉	4	63	4	63	17	306	17	306
	腰越	1	18	1	18				
	深沢	5	99	5	99				
	大船	4	72	4	72				
	玉縄	2	36	2	36				
合 計		16	288	16	288	17	306	17	306

● 地域密着型特定施設入居者生活介護

市内の施設整備状況から新規整備は見込みません。

(単位:か所、人)

	地 域	令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
		施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
延施設 数及び 利用定 員総数	鎌倉	0	0	0	0	0	0	0	0
	腰越	0	0	0	0	0	0	0	0
	深沢	0	0	0	0	0	0	0	0
	大船	1	28	1	28	1	28	1	28
	玉縄	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		1	28	1	28	1	28	1	28

● 地域密着型介護老人福祉施設

市内の施設整備状況から新規整備は見込みません。

(単位:か所、人)

	地 域	令和5年度 (2023 年度)		令和6年度 (2024 年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
		施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
延施設 数及び 利用定 員総数	鎌倉	0	0	0	0	0	0	0	0
	腰越	0	0	0	0	0	0	0	0
	深沢	0	0	0	0	0	0	0	0
	大船	0	0	0	0	0	0	0	0
	玉縄	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0

● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第8期計画の整備目標に達していないため、継続して本計画期間中に1事業所の新規整備を見込みます。

(単位:か所)

	地 域	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
延事 業所 数	鎌倉	0	0	3	3
	腰越	0	0		
	深沢	2	2		
	大船	0	0		
	玉縄	0	0		
合 計		2	2	3	3

● 小規模多機能型居宅介護

市内の事業所整備状況から新規整備は見込みません。(第8期計画期間中の令和5年度(2023年度)に1事業所を公募で選定し、令和6年度(2023年度)に開設するため)

(単位:か所)

	地 域	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
延事 業所 数	鎌倉	2	8	8	8
	腰越	0			
	深沢	2			
	大船	3			
	玉縄	0			
合 計		7	8	8	8

● 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

医療と介護双方のニーズを有する高齢者が増えていくことが予想されることから、本計画期間中に2事業所の新規整備を見込みます。

(単位:か所)

	地 域	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)	令和7年度 (2025 年度)	令和8年度 (2026 年度)
延事 業所 数	鎌倉	0	0	4	4
	腰越	1	1		
	深沢	0	0		
	大船	1	1		
	玉縄	0	0		
合 計		2	2	4	4

2 介護保険サービス利用者数等の状況

認定者数、利用者数及び給付費の推移をまとめました。

認定者数は令和5年度(2023年度)までが実績値、令和6年度(2024年度)以降は推計値であり、利用者数及び給付費は令和4年度(2022年度)までが実績値、令和5年度(2023年度)以降は推計値となっています。

○ 要支援・要介護認定者数の推移 (単位:人)

	平成12年度 (2000年度)	平成15年度 (2003年度)	平成18年度 (2006年度)	平成21年度 (2009年度)	平成24年度 (2012年度)
認定者数	3,314	5,816	7,049	7,492	8,780

	平成27年度 (2015年度)	平成30年度 (2018年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
認定者数	10,086	10,689	11,293	11,463	11,789

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認定者数	1,2056	12,327	12,528

※ 各年度9月30日現在の認定者数です。

○ 利用者数の推移(1年間の延人数) (単位:人)

	平成12年度 (2000年度)	平成15年度 (2003年度)	平成18年度 (2006年度)	平成21年度 (2009年度)	平成24年度 (2012年度)
居宅サービス	19,865	42,577	49,675	54,315	65,902
地域密着型サービス			1,753	2,324	3,805
施設サービス	6,585	10,617	11,962	12,818	14,298

	平成27年度 (2015年度)	平成30年度 (2018年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅サービス	79,702	76,729	82,342	83,737	84,219
地域密着型サービス	4,939	16,478	17,080	17,703	17,805
施設サービス	13,628	14,711	14,692	14,498	14,581

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅サービス	86,104	88,025	89,413
地域密着型サービス	18,203	18,610	18,903
施設サービス	14,908	15,240	15,481

○ 給付費の推移

	平成12年度 (2000年度)	平成15年度 (2003年度)	平成18年度 (2006年度)	平成21年度 (2009年度)	平成24年度 (2012年度)
居宅サービス	1,679,109	3,776,148	4,248,210	5,318,837	6,589,407
地域密着型 サービス			393,234	484,433	756,160
施設サービス	2,203,088	3,292,289	3,150,485	3,413,426	3,915,027
居宅介護支援	144,277	355,043	484,849	540,954	753,829
その他給付等	9,844	49,799	398,583	514,004	631,888
合計	4,036,318	7,473,279	8,675,361	10,271,654	12,646,311

	平成27年度 (2015年度)	平成30年度 (2018年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
居宅サービス	7,785,134	7,383,408	9,093,242	8,144,624	8,505,590
地域密着型 サービス	1,053,754	1,872,119	2,118,718	2,178,395	2,397,989
施設サービス	3,752,476	4,025,599	4,274,711	4,243,520	4,382,269
居宅介護支援	870,441	872,628	968,685	987,084	992,767
その他給付等	664,646	759,480	673,233	818,754	823,496
合計	14,126,451	14,913,464	17,128,589	16,372,377	17,102,111

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅サービス	8,936,808	9,136,219	9,280,282
地域密着型 サービス	2,429,005	2,483,208	2,522,366
施設サービス	4,407,501	4,505,845	4,576,893
居宅介護支援	1,020,469	1,043,238	1,059,688
その他給付等	830,712	849,247	862,638
合計	17,642,495	18,017,757	18,301,867

※ その他給付等の項目は、特定入所者介護(予防)サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費及び審査支払手数料を集計しています。

※ 斜体は推計値

3 介護保険事業量の見込み

令和4年度(2022年度)までの実績、今後の高齢者数や要介護(支援)認定者数などの推計値をもとに、事業量を見込みました。

(1) 介護予防サービス事業量の見込み

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0回	0回	0回
介護予防訪問看護	11,312回	11,546回	11,780回
介護予防訪問リハビリテーション	3,444回	3,545回	3,604回
介護予防居宅療養管理指導	1,956人	1,992人	2,028人
介護予防通所リハビリテーション	1,356人	1,392人	1,416人
介護予防短期入所生活介護	797日	832日	881日
介護予防短期入所療養介護	0日	0日	0日
介護予防福祉用具貸与	10,320人	10,548人	10,716人
特定介護予防福祉用具購入費	233人	240人	240人
介護予防住宅改修費	429人	444人	444人
介護予防特定施設入居者生活介護	864人	876人	888人
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0回	0回	0回
介護予防小規模多機能型居宅介護	120人	120人	132人
介護予防認知症対応型共同生活介護	36人	36人	36人
介護予防支援	12,276人	12,552人	12,756人

※数値は、1年間の延べ数となっています。

(2) 介護給付サービス事業量の見込み

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅サービス			
訪問介護	711,965 回	728,059 回	739,192 回
訪問入浴介護	12,380 回	12,667 回	12,839 回
訪問看護	175,710 回	179,641 回	182,444 回
訪問リハビリテーション	40,807 回	41,819 回	42,518 回
居宅療養管理指導	32,292 人	33,012 人	33,528 人
通所介護	157,405 回	160,966 回	163,453 回
通所リハビリテーション	36,619 回	37,481 回	38,014 回
短期入所生活介護	59,896 日	61,342 日	62,224 日
短期入所療養介護	6,361 日	6,380 日	6,554 日
福祉用具貸与	42,744 人	43,692 人	44,388 人
特定福祉用具購入費	1,031 人	1,056 人	1,068 人
住宅改修費	626 人	636 人	648 人
特定施設入居者生活介護	9,396 人	9,612 人	9,756 人
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	360 人	360 人	372 人
夜間対応型訪問介護	0 回	0 回	0 回
認知症対応型通所介護	2,755 回	2,755 回	2,846 回
小規模多機能型居宅介護	1,416 人	1,440 人	1,464 人
認知症対応型共同生活介護	3,108 人	3,168 人	3,228 人
地域密着型特定施設入居者生活介護	324 人	324 人	336 人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	12 人	12 人	12 人
看護小規模多機能型居宅介護	528 人	540 人	552 人
地域密着型通所介護	106,690 回	109,314 回	110,962 回
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	10,272 人	10,500 人	10,668 人
介護老人保健施設	4,524 人	4,632 人	4,704 人
介護医療院	120 人	120 人	132 人
居宅介護支援	58,596 人	59,904 人	60,852 人

※数値は、1年間の延べ数となっています。

(3) 地域支援事業量の見込み

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防・日常生活支援総合事業			
訪問型サービス	1,012人	1,034人	1,051人
通所型サービス	1,491人	1,524人	1,548人
介護予防ケアマネジメント件数	14,506件	14,829件	15,063件
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)			
設置数	10箇所	10箇所	10箇所
職員配置数	43人	43人	43人
認知症総合支援事業			
認知症サポーター養成講座受講者数	1,500人	1,500人	1,500人
在宅医療・介護連携推進事業			
多職種ミーティング実施回数	3回	3回	3回
生活支援体制整備事業			
生活支援コーディネーター配置数	6人	6人	6人

4 介護保険給付費の見込み

令和4年度(2022年度)までの実績、今後の高齢者数や要介護(支援)認定者数などの推計値をもとに、介護給付費や地域支援事業*費を見込みました。

(1) 介護予防給付費の見込み

(単位:千円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防サービス	288,635	295,075	299,727
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	34,143	34,905	35,455
介護予防訪問リハビリテーション	7,681	7,852	7,976
介護予防居宅療養管理指導	21,614	22,096	22,444
介護予防通所リハビリテーション	45,137	46,144	46,872
介護予防短期入所生活介護	2,277	2,328	2,365
介護予防短期入所療養介護	270	276	280
介護予防福祉用具貸与	60,921	62,280	63,262
特定介護予防福祉用具購入費	6,278	6,418	6,519
介護予防住宅改修費	40,000	40,893	41,538
介護予防特定施設入居者生活介護	70,314	71,883	73,016
地域密着型介護予防サービス	25,705	26,279	26,693
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	17,703	18,098	18,383
介護予防認知症対応型共同生活介護	8,002	8,181	8,310
介護予防支援	63,842	65,266	66,295
介護予防給付費計	378,182	386,620	392,715

(2) 介護給付費の見込み

(単位:千円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅サービス	8,648,173	8,841,144	8,980,555
訪問介護	2,194,967	2,243,943	2,279,325
訪問入浴介護	154,105	157,544	160,029
訪問看護	795,282	813,027	825,847
訪問リハビリテーション	106,964	109,351	111,076
居宅療養管理指導	469,601	480,080	487,650
通所介護	1,230,961	1,258,428	1,278,271
通所リハビリテーション	326,236	333,516	338,775
短期入所生活介護	563,390	575,961	585,043
短期入所療養介護	76,391	78,096	79,328
福祉用具貸与	650,573	665,090	675,577
特定福祉用具購入費	21,000	21,469	21,808
住宅改修費	46,100	47,129	47,873
特定施設入居者生活介護	2,012,603	2,057,510	2,089,953
地域密着型サービス	2,403,300	2,456,929	2,495,673
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	75,460	77,144	78,361
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	43,441	44,411	45,112
小規模多機能型居宅介護	324,501	331,742	336,973
認知症対応型共同生活介護	888,934	908,769	923,099
地域密着型特定施設入居者生活介護	70,474	72,047	73,184
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4,271	4,367	4,436
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	172,643	176,496	179,279
地域密着型通所介護	823,576	841,953	855,229
介護保険施設サービス	4,407,501	4,505,845	4,576,893
介護老人福祉施設	2,978,011	3,044,459	3,092,463
介護老人保健施設	1,419,857	1,451,538	1,474,426
介護医療院	9,633	9,848	10,004
居宅介護支援	956,627	977,972	993,393
介護給付費計	16,415,601	16,781,890	17,046,514

(3) その他給付費等の見込み

(単位:千円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
特定入所者介護(予防)サービス費	183,812	187,913	190,876
高額介護サービス費	544,315	556,460	565,234
高額医療合算介護サービス費	87,785	89,744	91,159
審査支払手数料	14,800	15,130	15,369
その他給付費等計	830,712	849,247	862,638

(4) 地域支援事業*費用額の見込み

(単位:千円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防・日常生活支援総合事業費	585,064	597,771	606,848
訪問型サービス	111,954	114,452	116,256
通所型サービス	384,466	393,044	399,242
介護予防ケアマネジメント	64,975	66,425	67,472
その他事業費	23,669	23,790	23,878
包括的支援事業・任意事業費	342,007	342,007	342,007
地域支援事業費計	927,071	939,718	948,855

(5) 介護保険第1号被保険者の保険料

ア 給付費の推計

○ 標準給付費見込額

(単位:千円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
総給付費	16,793,783	17,168,510	17,439,229	51,401,522
特定入所者介護 サービス費等給付額	183,812	187,913	190,876	562,601
高額介護 サービス費等給付額	544,315	556,460	565,234	1,666,009
高額医療合算介護 サービス費等給付額	87,785	89,744	91,159	268,688
審査支払手数料	14,800	15,130	15,369	45,299
標準給付費見込額(A)	17,624,495	18,017,757	18,301,867	53,944,119

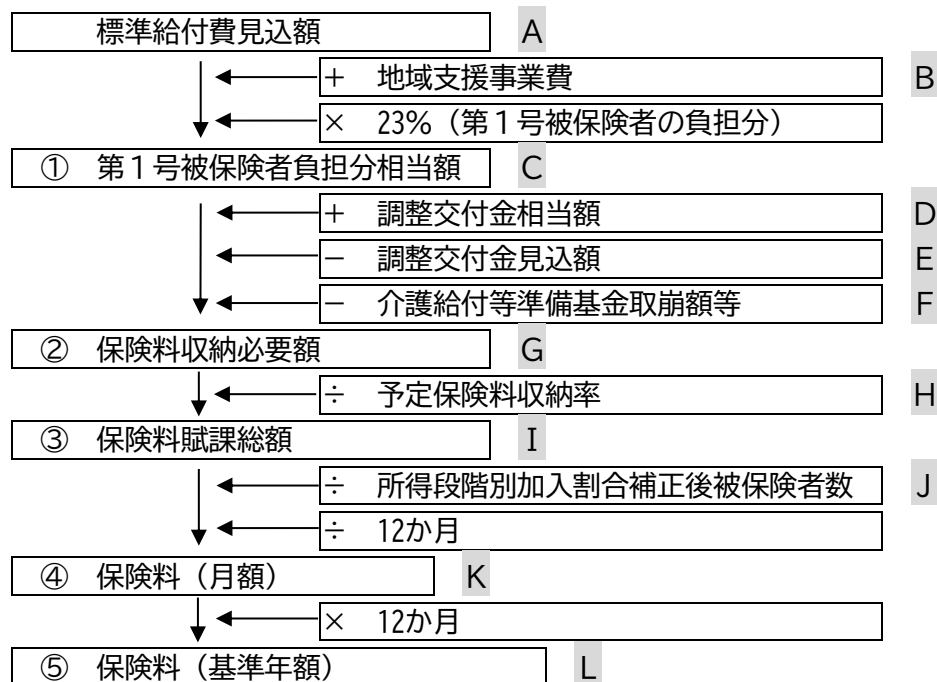
○ 地域支援事業費

(単位:千円)

	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	合計
介護予防・日常生活支援 総合事業費	585,064	597,711	606,848	1,789,623
包括的支援事業・任意事業費	342,007	342,007	342,007	1,026,021
地域支援事業費(B)	927,071	939,718	948,855	2,815,644

イ 保険料の算出

- ① 標準給付費見込額(A)に地域支援事業費(B)を加えた額に23%を乗じて、第1号被保険者負担分相当額(C)を算出する。
- ② 第1号被保険者負担分相当額(C)に国の調整交付金相当額(D)を加え、調整交付金見込額(E)と介護給付等準備基金取崩額(F)を減じて、保険料収納必要額(G)を算出する。
- ③ 保険料収納必要額(G)を予定保険料収納率(H)で除し、保険料賦課総額(I)を算出する。
- ④ 保険料賦課総額(I)を、所得段階を考慮して補正した被保険者数(J)及び12か月で除し、保険料(月額)(K)を算出する。
- ⑤ 保険料(月額)(K)に12か月を乗じて、保険料(基準年額)(L)を算出する。



	3年間の総額等
標準給付費見込額 (A)	53,944,119,000円
地域支援事業費 (B)	2,815,644,000円
① 第1号被保険者負担分相当額 $(C = (A + B) \times 23\%)$	13,054,745,490円
調整交付金相当額 (D)	2,786,687,100円
調整交付金見込額 (E)	3,408,739,219円
介護給付等準備基金取崩額等 (F)	1,400,450,000円
② 保険料収納必要額 $(G = C + (D - E) - F)$	11,032,243,371円
予定保険料収納率 (H)	99.70%
③ 保険料賦課総額 $(I = G / H)$	11,065,439,690円
所得段階別加入割合補正後被保険者数(3年間の延べ人数) (J)	167,657人
④ 保険料(月額) $(K = I / J / 12)$	5,500円
⑤ 保険料(基準年額) $(L = K \times 12)$	66,000円

○ 第9期介護保険料

			令和6年度～令和8年度 (2024年度～2026年度)			
			段階	基準額 割合	年額	【参考】 月額*3
生活保護受給者、非課税世帯の老齢福祉年金受給者、 または非課税世帯で本人の前年の課税年金収入＋ 年金所得以外の合計所得金額等(*1)が80万円以下			第1段階	0.24 (0.41) *2	15,840円 (27,060円)	1,320円 (2,255円)
本人が 市民税 非課税で	世帯全員が 市民税 非課税	本人の前年の課税年金収入＋ 年金所得以外の合計所得金額等 が80万円超120万円以下	第2段階	0.37 (0.57) *2	24,420円 (37,620円)	2,035円 (3,135円)
		本人の前年の課税年金収入＋ 年金所得以外の合計所得金額等 が120万円超	第3段階	0.6 (0.605) *2	39,600円 (39,930円)	3,300円 (3,328円)
	同じ世帯に 市民税 課税者が いる	本人の前年の課税年金収入＋ 年金所得以外の合計所得金額等 が80万円以下	第4段階	0.84	55,440円	4,620円
		本人の前年の課税年金収入＋ 年金所得以外の合計所得金額等 が80万円超	第5段階 (基準額)	1.00	66,000円	5,500円
本人が 市民税 課税で	本人の前年の合計所得金額等が 120万円未満		第6段階	1.10	72,600円	6,050円
	本人の前年の合計所得金額等が 120万円～160万円未満		第7段階	1.20	79,200円	6,600円
	本人の前年の合計所得金額等が 160万円～210万円未満		第8段階	1.30	85,800円	7,150円
	本人の前年の合計所得金額等が 210万円～320万円未満		第9段階	1.50	99,000円	8,250円
	本人の前年の合計所得金額等が 320万円～420万円未満		第10段階	1.70	112,200円	9,350円
	本人の前年の合計所得金額等が 420万円～520万円未満		第11段階	1.80	118,800円	9,900円
	本人の前年の合計所得金額等が 520万円～720万円未満		第12段階	1.90	125,400円	10,450円
	本人の前年の合計所得金額等が 720万円～1,000万円未満		第13段階	2.20	145,200円	12,100円
	本人の前年の合計所得金額等が 1,000万円～1,500万円未満		第14段階	2.50	165,000円	13,750円
	本人の前年の合計所得金額等が 1,500万円～2,500万円未満		第15段階	2.80	184,800円	15,400円
	本人の前年の合計所得金額等が 2,500万円以上		第16段階	3.00	198,000円	16,500円

*1 「合計所得金額等」とは、合計所得金額から長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額で、第1～5段階については、その他の合計所得金額等に給与所得が含まれる場合は(所得金額調整控除適用の場合はその額を加えた金額から)10万円を控除したものです。

*2 ()内の数値は、公費による保険料減額前の割合及び金額です。

*3 月額は年額を12で割った額(1円未満切り上げて記載)であり、実際の納付額とは異なる場合があります。

第6章 計画推進の体制と進行管理

1 計画推進の体制

本計画を推進するためには、行政をはじめ、市民、事業者、関係機関がそれぞれの役割を果たし、連携を図りながら取り組んでいく必要があります。

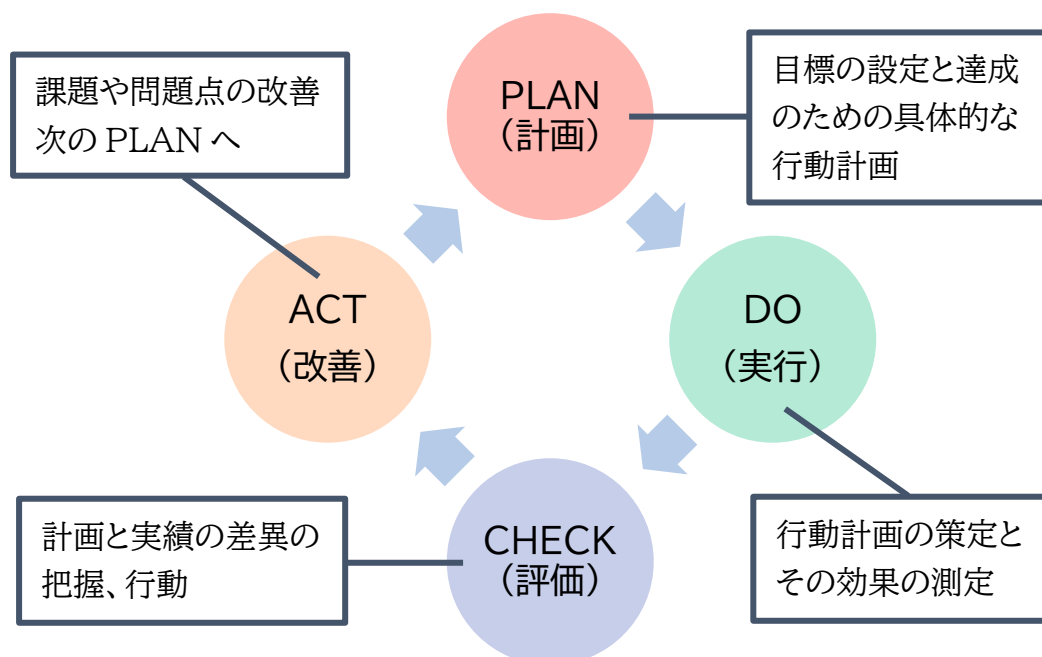
本市では、学識経験者、医療関係団体、高齢者・福祉関係団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員、公募の市民、関係行政機関などにより構成する鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会を設置・運営し、高齢者保健福祉計画の進行管理及び評価を行うとともに、次期計画策定に向けた調査・審議など、高齢者福祉施策の総合的、計画的な推進を図ります。

2 計画の進行管理

本計画を推進するため、鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会で「鎌倉市高齢者保健福祉計画実績報告書」を毎年度発行し、高齢者保健福祉計画掲載の各事業の前年度実施状況、事業の点検、評価の指標に基づく評価などを行い、必要に応じて、施策や事業の改善や見直しを行います。

また、進捗状況への評価・検証では、PDCAサイクルの手法を用いて、効果的・効率的な計画の進捗管理を行います。

各年度の事業報告は、市のホームページ等で公表します。



鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会委員名簿

任期：令和3年(2021年)11月1日～令和6年(2024年)10月31日

No	区分	氏名	所属	備考
1		長谷川 太郎	鎌倉市医師会	
2		山内 由隆	鎌倉市歯科医師会	
3		松村 夕起子	鎌倉市薬剤師会	
4		柏木 聡	鎌倉市社会福祉協議会施設部会	
5		相川 誉夫	鎌倉市社会福祉協議会	令和4年(2023)年 8月21日まで
6		田中 良一		令和4年(2023)年 8月22日から
7		平井 潤子	鎌倉市民生委員児童委員協議会	
8		渡邊 武二	かまくらりんどうの会	
9		赤井 慶子	みらいふる鎌倉	
10	委員長	峯尾 武巳	NPO法人介護の会まつなみ	
11	副委員長	渡部 月子	松蔭大学	
12		柴田 元子	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	令和5年(2024)年 8月13日から
13		山岡 明美		令和5年(2024)年 8月14日から
14		手島 廉幸	市民委員	
15		山本 俊文		
16		益田 朋子		

令和6年3月末現在(敬称略)

鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会の開催状況

回	開催日	検討事項
第1回	令和4年(2022年) 8月24日	・鎌倉市高齢者保健福祉計画の令和2年度(2020年度)の実績報告について ・鎌倉市高齢者保健福祉計画(令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度))の概要について ・鎌倉市高齢者保健福祉計画の令和3年度(2021年度)の実績報告について ・次期計画策定に向けたアンケートについて
第2回	令和4年(2022年) 11月28日	・鎌倉市高齢者保健福祉計画の令和3年度(2021年度)実績報告の修正案について ・次期計画策定に向けたアンケートの内容について
第3回	令和5年(2023年) 5月24日	・次期計画策定に向けたアンケート調査の結果について ・国の動向と鎌倉市の高齢者を取り巻く状況について ・次期計画の基本目標と基本方針の案について
第4回	令和5年(2023年) 8月28日	・鎌倉市高齢者保健福祉計画の令和4年度(2022年度)の実績報告について ・次期計画の体系図と計画推進のための評価指標について
第5回	令和5年(2023年) 10月31日	・鎌倉市高齢者保健福祉計画の令和4年度(2022年度)の実績報告の修正について ・次期計画の骨子(案)について
第6回	令和6年(2024年) 2月27日	・意見公募(パブリックコメント)及び庁内意見照会の結果について ・第9期鎌倉市高齢者保健福祉計画(案)について

意見公募（パブリックコメント）の実施結果

本計画に関する意見を、広く市民の皆様から募るため、計画の骨子案に対する意見公募（パブリックコメント）を実施しました。

<実施期間>

令和5年(2023年)12月6日(水) ～ 令和6年(2024年)1月5日(金)

<周知方法>

閲覧場所として、鎌倉市役所本庁舎ロビー、高齢者いきいき課、各支所（腰越、深沢、大船、玉縄）、鎌倉生涯学習センター、各図書館（中央、腰越、深沢、大船、玉縄）ほか、鎌倉市ホームページで公開

<対象者>

市内に住所を有する方、市内の事務所又は事業所に勤務する方
 市内に事務所又は事業所を有する方、市内の学校に在学する方
 市に対して納税義務を有する方
 この事案に関して利害関係を有すると認められる方

<提出された意見箇所の内訳>

計画の位置付け	2件
いつまでも安心して暮らせる地域づくり	9件
認知症の人を支える体制づくり	4件
生涯現役社会の構築と生きがいづくりの推進	6件
住み慣れた地域で生活するための環境の整備	4件
健康づくりと介護予防の推進	6件
介護保険サービスの適切な提供体制の充実	2件
介護保険制度の状況	1件
主な指標	1件
その他	4件
合計	39件

<実施結果の公表>

令和6年(2024年)2月29日(木)から令和6年(2024年)3月29日(金)まで、鎌倉市役所、鎌倉生涯学習センター、各支所、各図書館、鎌倉市ホームページにて公表。

用語解説集（五十音順）

あ行

IADL	手段的日常生活動作のこと。Instrumental Activities of Daily Living の略。日常的な動作の中でも、道具を使いこなしたり、判断することが求められる等、複雑で高度な日常生活動作を指す。例えば、買い物、服薬管理、食事の準備、金銭管理などがあたる。
ACP	Advance Care Planning の略。人生の最終段階における、医療上の希望、生命維持治療に対する意向、医療に関する代理意思決定者の選定など、医療や療養に関することについて、本人が家族や医療従事者等と事前に繰り返し話し合い、共有する取組。より馴染みやすい言葉として、「人生会議」ともいう。
NPO	民間非営利組織のこと。「ノン・プロフィット・オーガニゼーション(non-profit organization)」の略。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。
一般介護予防事業	介護予防は、高齢者が要介護状態になることの予防や、要介護状態の悪化の防止を目的として行うもの。一般介護予防とは、高齢者を年齢や心身の状態で分け隔てせず、また単に心身機能を改善することを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上をめざすもの。
インフォーマルサービス	ここでは、主に家族や地域、NPO、ボランティアなどが行う援助活動や民間事業者が提供するサービスを指す。
エンディングプランサポート事業	一人暮らしで身寄りがなく生活にゆとりがない高齢者の葬儀・納骨・死亡届出人・リビングウィルという終活課題について、あらかじめ解決を図ることを目的とした事業。
オレンジカフェ	認知症の方を介護する家族だけでなく、認知症の方本人や、地域住民、専門職など、誰でも気軽に参加でき、互いに交流することができる集いの場。 令和5年(2023年)現在、市内では8か所で「オレンジカフェ」が開催されている。

か行

介護予防・生活支援サービス事業	平成27年度(2015年度)の介護保険制度改正による新しい事業で、要支援認定者や基本チェックリスト該当者を対象に、従来の要支援認定者に対する訪問介護や通所介護などが含まれる。実施主体は市区町村。 本事業で行われる「訪問型サービス」及び「通所型サービス」においては、現行の訪問介護及び通所介護に相当するサービスのほか、「緩和した基準によるサービス」、「住民主体による支援」、「短期集中予防サービス」、「移動支援」という多様なサービスの実施が国から示されている。
基本チェックリスト	介護予防・生活支援サービス事業だけを利用する際に、介護認定審査会による審査などを経ず、簡便にサービスにつなぐために使用する25項目からなる調査票。本人との面談により身体等の状況や利用したいサービスを確認するもの。訪問看護や福祉用具貸与等の予防給付を利用する際には、別途要介護認定が必要となる。
協議体	市区町村及び生活支援コーディネーターが主体となり、各地域の町内会等の関係団体や介護予防・生活支援サービスの提供主体等が参画し、地域の課題を把握・共有し、その解決に繋がるサービスの創出に向けた協議・連携を行う場。 鎌倉市の場合、日常生活圏域を対象とする第2層協議体は、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター職員、地区社会福祉協議会会員等で構成され、地域ニーズ及び既存の地域資源の把握等を行う。市全域を対象とする第1層協議体は、生活支援コーディネーター、市職員等で構成され、第2層協議体から挙がってきた課題から市全域に及ぶ共通課題を構成員で共有及び検討する。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	要介護認定者に対し、一人ひとりのニーズや状態に則して、保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるようにする専門家。 ケアプラン(居宅サービス計画)を作成し、サービス利用について居宅サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。
ケアラー	市民等のうち、高齢、障害、疾病その他の理由により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で

	介護、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助を提供する者を指す。ケアラーのうち、こども基本法(令和4年法律第77号)第2条第1項に規定することもである者をいう。
高齢者虐待	高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること。具体的には、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待に区分される。
高齢者生活支援サポーター	鎌倉市民であり、高齢者生活支援サポーター養成講座を受講し、高齢者生活支援サポートセンターに登録した者。高齢者生活支援サポーターの活動は、市民と市民が支え合う“地域の助け合い”を広げるべく、鎌倉市民で65歳以上の一人暮らし又は65歳以上のみの世帯の方(日中は一人になる方も含む)に対し、囲碁、将棋、話し相手等の趣味や生きがいのための支援や、買い物、通院、散歩等の外出支援、自立支援の妨げにならない程度の家事支援等を、「一緒に行う」という形で有償で支援する。なお、訪問介護や家事の代行業ではないため、身体介護や専門業者が行うような家事支援等は行わない。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅	増え続ける高齢者の単身者や夫婦のみの世帯の孤立化を防ぐため、介護・医療と連携して見守りなどの生活支援サービスを提供する施設。バリアフリー対応の住宅であり、少なくとも日中はケアの専門家が常駐し様々な相談に対応する。
市社会福祉協議会	社会福祉法に基づいて、市に設置されている民間団体で、地域で福祉活動を行う住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関など様々な団体と連携を図りながら、地域福祉を推進する中心的役割を担う。
若年性認知症	65歳未満で発症する認知症のことで、症状は高齢期の認知症状と同じ。本人や配偶者が現役世代のため、認知症になって休職や退職により経済的に困窮する場合がある。高齢者の認知症との違いとして、若年性認知症は男性に多い。発症年齢は平均51歳くらいが特徴。

住宅セーフティネット	住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者)に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図り、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
シルバー人材センター	健康で働く意欲を持ち、臨時的かつ短期的就業を希望する高齢者のために、経験や技能を活かした就業機会を提供し、生きがいの充実や福祉の増進を図るとともに、活力のある地域社会づくりに貢献することを目的とした法人。
生活支援コーディネーター	高齢者の介護予防・生活支援サービスの体制整備を推進することを目的とし、地域において、サービス及び社会参加活動の提供体制の構築に向けた資源開発やネットワーク構築の役割を担う人。
成年後見制度	認知症等により判断能力が十分でない高齢者等の権利を保護する制度。
成年後見センター	認知症等により判断能力が十分でない者が成年後見制度を円滑に利用できるよう、成年後見制度の利用促進、周知・啓発を図ること等を目的に設置。鎌倉市では「鎌倉市成年後見センター」として社会福祉協議会に委託している。権利擁護に関する相談、成年後見制度の利用に係る各種手続きに関する助言、講演会・研修会の実施等を行っている。

た行

地域ケア会議	主に地域包括支援センターが主催する会議で、医療・介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会、NPO 法人、社会福祉法人、ボランティア等の地域の多様な関係者が参加し、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とする。 具体的には、個別ケースの支援内容について多職種が協働して検討したり、個別ケースの課題分析等の積み重ねにより地域課題を把握し、地域の実情に応じた資源開発や政策形成に繋げていく等の役割も有している。
--------	---

地域支援事業	介護保険法に規定されていて、被保険者（介護保険第1号被保険者に限る）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化防止のために必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く）。市町村が責任主体となり実施する。
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設（介護保険法第115条の46）。現在、鎌倉市では、鎌倉に3か所、大船に2か所、腰越・深沢に4か所、玉縄に1か所の計10か所設置している。主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）、社会福祉士、保健師・看護師の三職種を配置し、それぞれの専門性を活かして、互いに協力しながらチームで活動することにより、高齢になっても住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が送れるようにするために取り組んでいる。
地域密着型サービス	介護保険制度において、制度見直しにより平成18年（2006年）4月から新たに創設されたサービス。利用者は、原則として当該市区町村の被保険者に限られ、サービス事業者の指定権限は、保険者（市区町村）が有している。
地区社会福祉協議会	自治会町内会や民生委員児童委員協議会を中心とした地域住民が主体となって組織されている任意の団体。鎌倉市では9つの地域に分かれて活動している。
チームオレンジ	ステップアップ講座を受講した認知症サポーターが支援チームを組み、認知症の人や家族のニーズに合った支援等を行う取り組みを指す。

な行

日常生活圏域	介護サービスの安定的な提供のために、地理的条件、人口、交通事情、介護関係施設の整備状況など、高齢者の日常生活の状況等を総合的に勘案して定められる区域。国では中学校区を単位として想定しているが、鎌倉市では、鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄の5地域を設定している。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の

	人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のことを指す。
認知症サポーター ステップアップ講座	認知症サポーター養成講座で学んだことを土台に、実践の場で必要となる認知症に関する知識、認知症の人と身近に交流し、必要に応じて手助けするための対応スキル等を習得することを目指す講座のこと。
認知症疾患医療センター	認知症における専門医療の提供や、医療と介護の連携の中核機関として、認知症疾患に係る鑑別診断、専門医療相談、人材育成のほか、医療・介護等の連携のための地域連携会議の設置運営などを行う。 神奈川県では2次医療圏に1か所ずつ、計5か所設置している「地域拠点型」認知症疾患医療センターに加え、地域の認知症サポート医やかかりつけ医、医療・介護・保健関係機関との連携を強化するために「連携型」を設置している。メンタルホスピタルかまくら山は「連携型」として設置されている。
認知症初期集中支援チーム	認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に対して、複数の専門家が訪問等を行い、おおむね6か月を目安に包括的、集中的に適切な介護や医療のサービス導入、家族への助言等の支援を行う。各地域包括支援センターに配置。
認知症地域支援推進員	認知症の人や家族等に対する相談支援や、認知症に関する正しい知識の普及啓発、関係機関との連携、調整等を行う者。鎌倉市では平成29年(2017年)4月から、各地域包括支援センターの職員1名が認知症地域支援推進員を兼ねている。

は行

ハイリスクアプローチ	「リスクの高い群を対象とした働きかけ」を意味し、疾患リスクの高い対象者に絞り込んでリスクを下げるよう対処していくアプローチを指す。
フレイル	語源は「虚弱」を意味する英語の frailty。心身の活力が低下した状態。高齢者は健康な状態から「フレイル」を経て“寝たきり”等、介護が必要な状態になる。「フレイル」の状態であ

	れば、生活習慣を見直すことで健康な状態に回復できるため、早くに気づき、予防のための対策をとることが重要となる。
ポピュレーションアプローチ	「集団全体への働きかけ」を意味し、ここでは、保健事業の対象者を一部に限定せず集団全体へ働きかけを行い、全体としてリスクを下げるアプローチを指す。

ま行

みらいふる鎌倉	鎌倉市老人クラブ連合会の正式名称。平成29年(2017年)に正式名称として採用された。昭和39年(1964年)に発足した鎌倉市老人クラブ連合会は、令和6年(2024年)に設立60周年を迎える。
民生委員児童委員	民生委員制度は民生委員法に基づき委嘱された人が、地域住民から社会福祉にかかわる相談を受け、支援を行う制度。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、住民が地域で安心して自立した生活が送れるように、行政や社会福祉施設等をつなぐパイプ役として活動している。なお、児童福祉法における「児童委員」は、民生委員が兼ねることとなっているため、「民生委員児童委員」という呼び方が正式である。

ら行

老人福祉センター	高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、生きがいづくりや多世代交流等を通じ、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための施設。市内に5か所ある。
----------	---

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前 文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本 文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

第9期 鎌倉市高齢者保健福祉計画

令和6年度～令和8年度
(2024年度～2026年度)

令和6年(2024年)3月発行

発行:鎌倉市

編集:健康福祉部 高齢者いきいき課・介護保険課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

TEL:0467-23-3930(直通)

FAX:0467-23-8700(代表)